

平成29年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成29年12月15日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	河村 光春君		

平成29年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

平成29年12月15日(金)

午前10時00分 開議

会 期 平成29年12月12日～12月15日(4日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(10名) 1 石田 芳英議員 2 澤本 幹男議員 3 高橋 邦男議員 4 村木 征一議員 5 原島 幸次議員 6 木村 圭議員 7 宮野 亨議員 8 小峰 陽一議員 9 清水 明議員 10 大澤由香里議員	—
3	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
4	—	議員派遣について	決定
5	—	町長あいさつ	—

(午後3時19分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（師岡 伸公君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は 10 名であります。これより通告順に行います。

初めに、6 番、石田芳英議員。

〔6 番 石田 芳英君 登壇〕

○6 番（石田 芳英君） 6 番、石田でございます。おはようございます。

平成 29 年第 4 回奥多摩町議会定例会一般質問を行います。私からは 1 項目、公共施設の集約化・長寿命化と今後の有効活用について質問させていただきます。

新しい地方公会計の導入に伴い、町所有の有形固定資産の把握や評価がクローズアップされ、また、耐用年数が到来した有形固定資産の更新や長寿命化が大きな課題となっており、また、有形固定資産については維持管理費もかかることから、今後のコストパフォーマンスの効率性と集約化、整理が合わせて重視されています。

人口減少社会においては町の行政財産が過剰になりつつあり、未利用の部分の有効活用という側面とコストパフォーマンスからの集約化という側面の 2 つの側面があることは否めず、今後の長期的方針は重要になってきておりますが、有形固定資産のストック情報が整備されてくれば将来発生し得るコストも予測しやすくなり、費用対効果の観点、あるいは必要性や有効性の観点から有形固定資産の優先順位がつけられてくると想像いたします。

以上を踏まえて以下お伺いいたします。

（1）公共施設の集約化や長寿命化の基本方針についてお尋ねいたします。

（2）以下の建物等の具体的な有効活用や整備、修繕等についてお尋ねします。1 点目としまして、南氷川の旧埼玉銀行の建物、2 点目、大氷川・甲州屋建物とその周辺について、上記に関してどのようなお考えか、お伺いいたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6 番、石田芳英議員の一般質問にお答え申し上げます。公共施設の集約化・長寿命化と今後の有効活用についてであります。

初めに、新しい地方公会計制度の導入につきましては、町では平成 28 年度決算分を今年度末までに公表できるよう各種台帳の整備や補正作業並びに財務会計システムとの連携を図るべく、現在もシステム会社との打ち合わせや町側で実施すべき作業を進めているところでございます。

新しい地方公会計制度では、議員が申されるように、町所有の有形固定資産の把握などが必要とされていると同時に、全国的な問題となっている人口減少社会の到来に合わせ、それらの資産をこれからの行財政運営の中でいかに活用していくかという点においても基本的なスタンスを定めていく必要があると考えております。

ご質問の 1 点目の公共施設の集約化や長寿命化の基本方針についてであります。同様の趣旨の一般質問が本年 6 月の第 2 回定例町議会におきまして、5 番、小峰陽一議員からございましたので、答弁が重複するところもございしますが、ご了承いただきたいと存じます。

町では、総務大臣からの計画策定の要請に基づき、平成 28 年 3 月に奥多摩町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。この計画はこれまでに整備し、活用してきた公共施設等が今後改修や更新時期を迎えることにより、多額の維持、あるいは更新費用が見込まれる中、全国的な人口減少に伴う税収減、あるいは少子高齢化の進行に伴う扶助費等社会保障費の増大といった課題といたし財政バランスをとっていくのが喫緊の課題であります。将来負担の軽減や各年度の維持更新費用の平準化を図るため、まずは公共施設等の全体的な状況を把握することを目的に策定をいたしました。

したがって、計画上では突出した更新費用が見込まれる年度もありますが、そのような結果が出ていることを踏まえ、必要な対応方針を検討することが重要であるとされております。

町全体の更新費用の将来見通しにつきましては、億単位の多額の支出が推計されており、この総合管理計画を基本にして必要な対応を図っていくこととなりますが、財源対策を含めた予算や執行体制の面からも、まずは庁内各課が所管しております各施設の状況を調査し、具体的に手当が必要な箇所の把握と修繕や改修にどのくらいの費用がかかるかなど洗い出しを行い、個別の年次計画を策定していく方針であります。

既に保健福祉センターなどでは、これらの方針に基づいて修繕や改修を進めておりますが、引き続き予防的保全と長寿命化に資する観点から、各課におきましても同様の方針を進めてまいります。

なお、公共施設の集約化につきましては、当町のような広大な行政面積を有し、集落も

広範囲に点在している上に高齢者が多い状況にありますので、住民サービスの観点から一朝一夕に集約化をしていくことが困難であると考えております。このことから、さきに申し上げた公共施設の状況などを加味しながら、中・長期的に当町の実情に合った公共施設の集約化、あるいは再編を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の南氷川・旧埼玉銀行建物及び大氷川・旧甲州屋建物とその周辺の具体的な有効活用や整備・修繕等についてであります。南氷川の旧銀行建物は、平成14年度に町が取得後、町民ギャラリーとして、また、平成28年3月までは、おきたま地域振興財団の事務所として活用してまいりました。

しかし、この建物は昭和49年に建設され、緊急輸送道路沿道建築物にも該当することから、耐震診断を行いました。診断の結果、耐震基準を満たさないことが判明したため、事務所などの活用はしない方針とし、現状では主に古文書や絵画などの収蔵庫としての活用にとどめており、必要最小限の予算により維持管理を行っているところであります。

また、大氷川の旧甲州屋さんの建物及び土地につきましては、今後の公共の用に供するため、平成28年度に取得したもので、隣接地には現在カーシェアとして活用している町有地もあり、奥多摩駅の玄関口として利便性の高い場所にあります。

このようなことから、いずれも平地の少ない町にあって奥多摩観光の玄関口にも位置していることから、これらの活用につきましては公共施設総合管理計画を進める中で、住民皆さん、あるいは観光客の皆さんにとって有効な活用が図れるよう検討を進めたいと考えております。

○議長（師岡 伸公君） 石田芳英議員、再質問はありますか。どうぞ。

○6番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。

今回、特に公共施設の方針、あるいは南氷川の旧埼玉銀行と大氷川・甲州屋建物使用についてお伺いいたしましたけれども、全般的な総合管理計画に基づいて有効活用を図るというご答弁でした。

この中で、南氷川の埼玉銀行につきましては収蔵庫として活用されるということですが、何らかの有効活用の方策を見出していただければなというふうに思います。また、甲州屋さんの周辺におきましても有効活用ということでございますけれども、両方とも国道に面して目立っている立地ですので、取り壊しとか有効活用を含めまして活用をお願いしたいというふうに思います。

特に再質問ございませんので、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、6番、石田芳英議員の一般質問は終わりました。

次に、3番、澤本幹男議員。

〔3番 澤本 幹男君 登壇〕

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

それでは、1点、2025年問題と介護保険事業についてお伺いさせていただきます。

急速に少子高齢化が進む中、我が国では2025年に1947年から1949年までの3年間に出生した世代である団塊の世代がすべて75歳以上になる超高齢化社会を迎えます。日本人全体で4人に1人が75歳以上になると言われており、約800万人いるとされ、それが2025年問題と言われています。

医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活を維持して、介護が必要になったときに安心して介護が受けられるようにしていくことが必要です。

現在、町は奥多摩町地域保健福祉計画に基づき、「一人ひとりが支え合い みんなでつくるまち 奥多摩」を基本理念とし、計画を推進しています。順調に事業を推進しておりますが、2025年問題が到来するまであと約8年となりました。この問題に対して、介護保険事業の重要性がより高まってくると思います。また、多くの町民が特別養護老人ホームに入所することも考えられます。そして多額の費用・予算が必要となります。今後の予想やどのような対応・対策を考えているか、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3番、澤本幹男議員の2025年問題と介護保険事業についての一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、2025年問題については、議員が申されるとおりで、第2次大戦後の昭和22年から24年までの3年間に出生した世代、いわゆる第1次ベビーブームの世代で、作家の堺屋太一氏の小説「団塊の世代」で使われたことから、一般的にはこの年代に生まれた人々を団塊の世代と呼び、実際にこの3年間に生まれた子どもは800万人を超えて、他の年代に比べ、突出して多く、この世代は現在68歳から70歳の前期高齢者ですが、これから8年後の2025年には昭和24年生まれの最後の世代が75歳以上の後期高齢者となり、日本全体ではおよそ2,200万人が75歳以上という大きな塊が生まれ、国民の5人に1人が75歳以上となります。

このことで社会保障費の急増が予想され、例えば1人当たりの年間医療費では64歳までは平均で年18万円ほどですが、75歳以上ではおおよそ90万7,000円、約5倍の医療

費がかかる計算で、介護給付費では65歳から74歳までは年間5万5,000円であるのに対し、75歳以上は53万2,000円と、およそ9倍に増えることになります。

この結果、年金なども含めた社会保障給付費全体で見ると、2015年度におよそ118兆円だったのに対し、2025年度は148兆円、およそ1.3倍に膨れ上がると推計されております。

この社会保障費を賄うのは保険料と税金ですが、社会保障費に充てるとされていた消費税の増税分が2回延期され、現在でも厳しい状況であるということをご承知のとおりであります。

こうしたようなさまざまな問題が待ったなしの状況となるのが2025年問題であります。ご質問のように、今後高齢者数が伸びていくことで介護保険を利用する方々が増加することが考えられ、住民のニーズにこたえるサービスが必要になってきます。その中でも多くの方が利用しているのが介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームで、ご承知のように町内には4つの特養施設があり、475床の定員であります。このうち町の住民が入所している数は100人余りで、定員の5分の1が町内で暮らしている方です。平成12年の介護保険制度創設以前から入所されていた方も含め、26年までは入所人数も増えてきている状況でしたが、平成27年に介護保険法が改正され、原則として要介護度が3以上でない施設に入所することができなくなり、この2年ほどは増加は落ちついてきております。

この9月末の状況を申し上げますと、町内の特養に102名、町外の特養に18名の計120名が特養に入所、17名が町外の老人保健施設に、6名が介護療養型医療施設に入所しております。そのほかにも丹三郎の認知症グループホームハッピーメイク白寿に9名、町外の有料老人ホームに1名、サービスつき高齢者住宅に2名、合計で155名の方が自宅以外で暮らしていることになります。

今後高齢化が進行していくに従って自宅で暮らすことが難しい方が増えてくることが予想され、東京都全体では要介護3以上であっても、入所できずに待機している高齢者が多数いることで、新規の施設開設や老朽改修時に増床する部分に対して補助金を上乗せする施策も実施されております。

さらに問題なのは、介護の担い手不足であります。町でも4つの特養では常に人手不足で募集しても応募者がいない、採用しても定着しないなど、介護人材の不足は深刻な問題で、例えば町の若者定住化対策で転入してきた方の勤務先として特養を紹介しても、なかなか本人の希望と合わず、就労に結びつく事例はまれであります。

町では介護保険の 12 の在宅サービスについて、町内に事業所があるのは、訪問介護、訪問看護、通所介護及び短期入所生活介護（ショートステイ）の 4 つのサービスだけですので、高齢者のニーズに十分にこたえることが難しく、自宅での生活が困難になった場合は、特養などの施設に入所する以外の選択肢がないことも事実であります。

こうした状況を解決するため、厚生労働省は、平成 27 年 4 月から地域支援事業の中に、市町村が中心となって地域の実情に応じて、地域の元気高齢者などの多様な参加による多様なサービスを充実させ、地域の支え合いの体制づくりを推進していく新しい介護予防・日常生活支援総合事業を創設し、高齢者が要介護状態・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも可能な限り地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援する仕組みを構築いたしました。

町でもこの平成 29 年 4 月から新介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを実施するとともに、今後地域の元気高齢者がボランティアにより高齢者の居場所づくりや通いの場づくりを行うなどの活動を支援していく必要があります。このため 10 月から地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域の老人クラブ等を訪問しながら地域活動を支援しております。

また、高齢化の進行により深刻になるのが認知症高齢者の増加であります。認知症の高齢者は、2012 年には 462 万人とされておりますが、2025 年には 730 万人まで増えると推計されており、認知症予備軍である軽度認知障害を加えると 1,300 万人が認知症及び軽度認知障害に該当するとも言われております。これは国民の 9 人に 1 人、65 歳以上では 3 人に 1 人が認知症や軽度認知障害であることとなります。

こうした状況を踏まえて、厚生労働省は認知症施策推進・総合戦略（新オレンジプラン）を平成 26 年度に策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことを基本的な考え方と決めました。

この新オレンジプランに基づき、東京都では区市町村ごとに地域連携型認知症疾患医療センターを設置することとし、町では平成 28 年に奥多摩病院が指定されております。今後、奥多摩病院の認知症サポート医と地域包括支援センターの認知症・地域支援・推進員との緊密な連携を通じて、認知症高齢者の早期発見、早期診断、早期対応が可能となる認知症初期集中支援チームも平成 30 年 4 月から活動を開始いたします。

現在、町では地域高齢者支援計画第 7 期介護保険事業計画を策定している最中で、社会福祉協議会小澤会長を会長とする 10 名の委員さんで構成する介護保険運営協議会の皆さ

んに策定委員をお願いし、去る8月14日に私から小澤会長に介護保険料の基準額について諮問をさせていただきました。

これに先立ち、6月には要介護認定を受けている方を除く65歳以上の在宅高齢者の方全員にアンケート調査を実施いたしました。この調査結果を踏まえ、平成30年度から32年度までの3年間の介護サービスの必要量の見込みを立て、それに必要な保険料額を設定することになります。

介護保険は原則として公費5割、保険料5割で賄われており、事業計画期間中の介護給付費を賄うための保険料は3年間同額となります。厚生労働省は、この事業計画において3年間の介護サービスの必要量等に加え、第6期計画に引き続き、第7期においても国がリリースした他の区市町村との比較が可能となる見える化システムを活用し、2025年度の介護サービスの見込み量や給付費の見込み、保険料水準等の将来推計を行うこととしております。

町でも見える化システムを活用して3年間の介護サービス量の見込みと合わせ、2025年における将来推計等を行っており、最終的には介護保険運営協議会からの答申を受け、平成30年度から3年間の介護サービスを賄うための保険料水準を決め、3月に開催される定例町議会で条例の一部改正のご提案をする予定でございます。

私は、2025年問題に限らず、サービスを必要とする高齢者皆さんが必要とするサービスを適切に、切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを構築することで、介護保険の利用者だけではなく、高齢者全体を対象に、地域の民生・児童委員の皆さんや警察、消防、郵便局、電気、ガス、水道事業者、生活協同組合等の関係機関が連携して情報収集に当たり、地域の高齢者皆さんの実情を把握して、介護予防、認知症予防につなげていくことでこれからも高齢化が進行していく中であっても、地域の中で安心して暮らし続けていくことができる町にしていきたいと考えております。

また、今申し上げましたように、一番の問題は財源対策であります。2025年問題というのは、医療の問題、それから介護の問題、これが非常に勢いで増えております。したがって、消費税の導入のときに3党の合意でもってその値上げ分を社会保障に充てよう、年金と医療と介護に充てるという一定の約束がありました。しかし、現実には消費税が延期をされ、その中で一体これからどうしていこうかという議論が始まっております。

私自身は、927ある町村の代表として、介護保険給付費分科会に出席をさせていただき、町村長それぞれの町村の代表として意見を申し上げさせていただいてきております。月に2回の会合で全国からいろいろな方々が50人の会合でございまして、それを実行してま

いり、いよいよ答申の段階にかかり、答申の取りまとめを先日行ってきたところでございます。

その中で、町自身、あるいは小さい町村がかかえている問題について意見を述べてまいりました。その1つが、国が地域区分を決めたこと、これはどう見ても納得ができないということで、この地域区分の問題については今後も検討するということになりました。

また、小さな町で言いますと、さっき申しあげました12のサービスを参入する事業者がありません。したがって、各家庭における12のサービスが奥多摩町の中では完全にできていないというのが実態でございます。

片方そういう状況の中で、介護度の1、2を外す、外すということよりはむしろそれを利用していいわけですけれども、利用する特養ホームは減算措置ということで、報酬が少なくなってしまいます。したがって、3以上の人を入れないと経営ができなくなる。こういう実態を厚生省は知っているのか。しっかりとそういう部分を検証して、小さな町村においては、むしろサービスが行き届かないで施設を利用しているという実態があるので、これも引き続き検討してほしいという意見を申しあげました。

もう一点は、財源の問題でございます。これが一番大きな問題でございます。今後におきましてその財源をどうしていくのか、介護保険の実施者は市町村長でありますから、市町村は介護保険料を賄うために保険料を設定しなければなりません。そういう点で、この保険料を必要とする介護保険に対してやっつけに、天井なく上がっていくというのが実態であるので、この辺を国はしっかり小さな町村の実態を把握しながら、そういうところはの間お話がありました国保と同じように、低所得者が多いという問題で、この介護保険と利用する問題というのが大きな問題でありますので、そういう問題に対する調査と30年度以降3カ年の期間がありますから、その間に今申しあげましたようなことを町村の要望としてしっかりと検討して答申をし、その中で検討してほしいという意見を申しあげてきたところでございます。

いずれにいたしましても2025年問題というのは非常に大きな問題を含んでおりますし、一番問題なのは財源対策であります。この財源がきちっとやらないと、全国的な部分として保険料の不公平が起きてくるということがありますので、この問題についても今後そういう意見の場があれば全国町村会の代表として申しあげていきたいということを申し添えておきたいと思っております。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 澤本幹男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（澤本 幹男君） 再質問はございません。細かい点も含めてご答弁をいただきまして本当にありがとうございました。河村町長におきましてはぜひ本当に小さな町の代表として奥多摩町のみならず、全国の小さな町のためにもよろしくお願いをしたいと思えます。ありがとうございました。終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、3番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。
次に、8番、高橋邦男議員。

〔8番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

2件質問させていただきます。

1点目ですが、町を挙げて健康寿命の伸長をについてお伺いいたします。

私は、健康寿命ということがやけに気になり始めてきました。人の世話にならず、自分のことは自分でできる生活、言いかえれば死ぬまで元気にと願っています。

現在日本人の平均寿命は男性80歳を、女性は86歳を超えています。昨日の新聞見ますと、2015年の平均寿命は出ましたけども、男性は80.77歳、女性に至っては87.01歳ということであまりと伸びています。一方、健康寿命はといえば男性71歳、女性74歳とされています。つまり、日本人は平均10年前後支援や介護を必要とする期間があるということになります。

奥多摩町においては、第5期長期総合計画における基本方針の一つに、だれもが元気で健康に暮らせる地域づくりを掲げ、町民の健康意識の啓発、運動や食を通じた健康づくりのためにさまざまな施策を実施しています。町の施策の特色としては、地域力を生かし、地域に密着した取り組みが挙げられます。代表的な取り組みとしては、健康相談事業や森林セラピー健康づくり事業、保健推進員による健康づくりなどが挙げられます。

しかし、健康づくり教室やイベントへの参加者数、検診の受診率等を見る限り、まだまだ町民皆さんの健康意識は高いとは言えません。これは健康づくりに対するアピールが足りないのか、取り組みに問題があるのか。私が思うには、1つはアピールが弱いのではないのでしょうか。住民皆さんにどの程度周知できているのか。また、町ではいろいろな施策、取り組みを実施していますが、各取り組みが一つの点にとどまって一本の線として結びついていないように思います。

私は、町が日本一観光トイレがきれいなまちを掲げているように、まず健康寿命日本一のまちを目指すというアドバルーンを上げる必要があるのではないのでしょうか。そしてまちの健康づくりの中心的役割を担っている健康づくり推進協議会を中心として、保健推進員

やスポーツ推進委員会、体育協会などを巻き込んで健康づくりの戦略を立て、町民皆さんがみずから進んで参加できるようなプラン、プログラムを提供すべきであると思っています。できれば町民皆さんに取り組みを考えさせる機会をつくってほしいと思っています。何ととっても健康は本人の問題でありますから。

そこで次の質問にお答えください。町の健康寿命伸長への取り組み状況と今後の取り組みについてお聞かせください。

2点目です。自主財源確保への取り組みをについてお伺いいたします。

町は、国や東京都との信頼関係を築き、地方交付税や都支出金などの財源を確保し、町民への行政サービスの充実に努めています。また、基金の積み増し、地方債の返済も順調に進んでいることから、町は健全な財政運営ができると言えます。だからこそ自主財源の確保にもより一層努めてほしいと思っています。ちなみに 28 年度の歳入に占める自主財源は 18.7%にとどまり、とうとう 20%台を割ってしまいました。

私は、自主財源の確保のためには、町の地場産業である観光事業の振興が必要であると思っています。奥多摩町の観光の良さは町の財産でもある豊かな自然であります。この豊かな自然を生かした観光事業も盛んに行われていますが、特に奥多摩湖を生かした観光と森林セラピー事業には伸びしろがあり、もっと力を入れるべきであると思っています。この奥多摩の観光が元気になることは、税収の増収につながることはもちろん、雇用の拡大、若者定住化などにも普及してくるはずで。

そこで次の質問にお答えください。町は自主財源確保に対してどのような考えや方策をお持ちでしょうか。お聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8番、高橋邦男議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、今後の町を挙げて健康寿命の延伸をについてであります。一般的には健康寿命とは、65 歳以上の高齢者が介護を必要とせずに、健康で支障なく日常生活を送ることができる平均的な寿命を指しております。生まれてから亡くなるまでの年数を指す平均寿命と健康寿命との差が不健康期間として健康上の問題で日常生活が入院や要介護状態になることで制限されている期間と言われております。

既に日本の平均寿命は世界のトップクラスであり、2013 年の統計では男性が 80.21 歳、初めて 80 歳を超え、香港、アイスランド、スイスに次ぐ世界第 4 位であり、女性は 86.61 歳で 2 年連続世界一であります。

内閣府がまとめた高齢社会白書によりますと、65歳以上の高齢者人口は、平成28年度には、前年より67万人増えた3,459万人となり、日本の総人口に占める高齢化率は27.3%と過去最高となり、さらに75歳以上の後期高齢者は1,691万人で、割合は13.3%、実に8人に1人が75歳以上ということで、一般的には高齢化率が21%を超えた場合は超高齢社会と言われることから、日本では既に10年前に超高齢社会を迎えたこととなります。

こうしたことを踏まえて、国や地方自治体は高齢者の平均寿命を伸ばす方策から、生涯のうちで病気や障害がなく過ごせる期間である健康寿命を伸ばす方策に転換していると言われております。

町では平成7年の国勢調査の時点で既に26.7%の高齢化率ですので、20年以上も前から超高齢の町であったということになります。平成17年の国勢調査で女性の平均寿命は全国の自治体で最低であったというショッキングな報告がなされたことにより、この分析も含めて、どちらかといえば平均寿命を伸ばすことを目標に施策を実施してまいりました。

しかし、ご承知のとおり、国民医療費が40兆円を超え、介護給付費も10兆円を超えている状況では、社会保障費の増加をこれまで以上に抑制していくために、国を挙げて方向性を転換していく必要があります。町でも健康寿命を伸ばすための施策として、健康相談事業、森林セラピー健康づくり事業、保健推進員による健康づくり事業などと合わせて各種がん検診、特定検診などの事業を実施しているところであります。いずれの事業もみずからが申し込んで参加する、受診する形式のものでありますが、町ではこれらの事業への参加率、受診率が余り高くない傾向があるのは確かであり、議員ご指摘のように、アピールの仕方が弱いという見方もある一方で、住民皆さんの高齢化に伴って事業に参加しにくくなっているという現状と健康意識も決して高いとは言えない状況もあると思っております。

これらのことを踏まえて、ご質問の町の健康寿命伸長への取り組み状況と今後の取り組みにつきましてでございますが、町では第5期奥多摩町長期総合計画の第1章「みんなで支えるホットなまちづくり。第1節「だれもが元気で健康に暮らせる地域づくり」に第1項の項目として「健康寿命の延伸」を掲げており、その中で要支援1以上及び要介護2となる年齢の延長を目標としております。

また、長期総合計画の理念を踏まえた福祉保健分野の最上位計画として、地域保健福祉計画を策定し、その実施計画というべき計画として、健康増進計画、食育推進計画、特定検診・特定保健指導実施計画を策定し、各種施策の基本的な方向性を定めております。

特に町のスタッフが直接地域にお伺いして、採血や体操、栄養改善指導などのメニュー

を行っている健康相談事業は、身近な地域の集会施設を利用し、普段の生活と変わらない環境の中、知り合いの人と一緒に体操をしたり、料理をつくって食べることで高齢者の閉じこもり予防や運動不足の解消、バランスのとれた食事を通じて虚弱高齢者の予防など多岐にわたる効果が見込まれる事業で、平成 28 年度から実施自治会を増やして、現在 12 の自治会と福祉会館、文化会館でそれぞれ 2 回、計 16 カ所で実施しており、平成 28 年度では 225 名の方に参加をいただいております。

また保健推進員活動については、以前も議員からご質問をいただいておりますが、21 の自治会から推薦され、委嘱させていただいております 47 名の保健推進員さんが地域の皆さんが参加しやすい事業を企画・立案し、実施していただく事業であります。平成 28 年度では 17 の自治会で 20 件の事業が実施され、延べ 824 名の住民の方が参加されております。

森林セラピー健康づくり事業は、平成 23 年度から本格的に実施しており、平成 28 年度では 24 回実施し、延べ 411 名の方に参加をいただきました。

食育講習会は、保健福祉センター 2 階の栄養指導室で月に 1 回開催しているものですが、延べで 140 名の方に参加をいただき、先ほど申し上げました健康相談事業で実施している個別の栄養指導とあわせて、年間に 1,190 名の方に個別の栄養指導を行っているほか、1,008 名の方に栄養講話等により集団栄養指導を行っております。

これらの事業全般において大きな課題となっているのが参加者の固定化で、住民の健康意識が低いとのご指摘もありましたが、一部の方はご自身の健康に関心があり、常に健康に気をつけ、事業にも参加していただいておりますが、一方では健康に無関心の方も多くおられますので、こうした方々にいかに事業に参加していただくのが最も困難であり、最も重要な問題であるというふうに思っております。

これは 40 歳以上の国保加入者、後期高齢者医療保険加入者に実施している特定健診、後期高齢者健診についても同じようなことが言えます。対象者の 4 割程度の受診者にとどまっており、さらに 18 歳から 39 歳までの方で健康診断の機会に恵まれていない方に実施している若年層健康診査では、将来の生活習慣病等のリスクをいち早く把握するために実施しているにもかかわらず、受診者数が伸び悩んでいる現状であります。

議員からご指摘のあった各事業の有機的な連携につきましても、現状の参加者の年齢構成を見ると 65 歳以上の高齢者が全体の多数を占めている状況ですので、アピールの仕方を工夫する必要があるとともに、地域包括支援センターとの連携も強化し、介護予防の観点からの事業実施も必要であると考えております。

また、平成 30 年度には先ほど申し上げた健康増進計画及び食育推進計画の改定を予定しておりますが、計画策定に当たり、町民皆様に対してアンケート調査を実施し、町民の健康意識についての現状の把握を行うとともに、健康無関心層に対する働きかけの強化、介護予防の観点を見込んだ健康事業の再編、食を通じた健康づくりの活動の実施に加え、文化団体、スポーツ団体等の連携等を盛り込んだ計画にしていく必要があると考えております。

さらには本年 6 月の第 2 回定例町議会において、11 番、師岡伸公議員からご質問をいただき、答弁を申し上げましたが、町民の健康意識向上につながるポイント制度の導入の検討も含め、町民と行政が力を合わせていくことが重要であります。

いずれにいたしましても、健康寿命の伸長については行政だけでは達成できないものですので、町民皆様のご理解とご協力が必要不可欠であると考えております。これは非常に介護保険、あるいは医療保険等とも関連をしておりますので、重要な問題であり、また、すぐに結果が出ないものですから、なかなか住民の皆さんがこの問題に関心を持ってくれないというのが実態でございますので、今後もこの問題について丁寧に説明をしながら、受診率の向上、あるいは保健推進員さんも一生懸命頑張ってくださいしておりますけども、こういうところの取り組みをさらに進めていきたいというふうに思っております。

それからもう一点、最近ではリハビリをできるだけ早くやれという部分が出てきております。医療にかかった場合に医療機関で長期入院をさせるのではなくて、高度医療病院から治療が終わったらすぐにリハビリを始める、そのことがしいては自立につながるという議論が始まっております。

介護保険の議論の中でも介護度が落ちることによる加点方式と申しますか、そういうことも今後考えるべきだろうと。それは本人にとっていいことであり、医療費、あるいは介護費にも影響していくので、そういう方向性を見つけながら、そういう点に力を入れるべきだろうという意見もございますので、そういうことを含めながら町のいろんな事業についてどうやったらいいかという工夫をさらにしてまいりたいというふうに思っております。

次に、自主財源確保の取り組みについてであります。自主財源は、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、そして諸収入からなっており、地方公共団体が自主的に収入し得る財源であります。

自主財源の多寡は、行政活動の自主性と安定性を確保し得るかどうかの尺度として見られることから、できる限り自主財源の確保に努めるべきであるとされております。

町の平成 28 年度の普通会計における歳入決算額は 65 億 4,793 万 9,000 円であり、この

うち自主財源が議員が申されたとおり額にして12億2,510万5000円、率にして構成比は18.7%であります。このうち自主財源の主たる費目である町税は7億3,297万円で、自主財源の59.8%を占めております。歳入決算額合計に対しては11.2%の構成比にとどまっております。

一般論では、町税、すなわち地方税の割合が高いことが望まれるとされておりますが、実質賃金の上昇に結びついていない経済状況下で少子高齢化にも直面している当町にあつては、各種施策を実行するとともに、財源的には、なかなか好転していかないという状況でございます。

平成28年度決算の町税徴収率は99.2%であり、これは平成27年度に比較して0.8ポイント高い数値となり、課税対象が少ない中でもできる限り自主財源の確保に努めているところでございます。

ご質問の観光事業の振興により税収の増加や雇用の拡大並びに若者の定住化にもつながっていくとの見解でございますが、観光立町を標榜する町としましても、東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、インバウンド観光への対応や日本一きれいな観光用公衆トイレの実現に向け、本年4月からクリーンキーパーの導入を始めたところであり、各観光用公衆トイレの改修も進めているところであります。

また、観光客等の受け入れ施設のシンボルとして平成27年度にリニューアルオープンしましたはとのす荘につきましても、さらなる集客を図るため、ソフト・ハードの両面から経営努力を進めており、これらには雇用の創出も含まれております。

議員からは奥多摩湖を生かした観光と森林セラピー事業には伸びしろがあり、さらに力を入れるべきとの意見がありました。奥多摩湖を生かした観光につきましても、本年6月第2回定例町議会におきまして、小河内観光の振興をとということで議員からご質問をいただき、町全体が人口減少に直面し、住民の高齢化率が高どまりする中、小河内地域は町の縮図であると考え、観光振興に全力を挙げて取り組んでまいりたいと答弁させていただきました。

ちょうど今年の11月26日で小河内ダムの完成から60年が経過をいたしました。奥多摩湖は現在も多くの観光客が訪れる町の観光スポットの一つであります。このような中、来年4月には指定管理施設である青目立不動尊休み処が新たな指定管理者により再オープンし、また、川野地区では、来年3月に町有地を活用したグランピング事業が開始される予定となっております。町としましても新たな集客や雇用拡大に期待するとともに、使用料などの収入や事業者の移住等も見込めることから、町税等の自主財源の確保にも寄与で

きるものと考えております。

森林セラピー事業につきましては、おくたま地域振興財団を中心に、各方面へのPRと関係機関との連携により、着実な事業展開と集客を図ってまいりました。本年9月の第3回定例町議会におきまして、旅行業第3種から第2種への種別変更に伴う増額補正を決定いただき、現在は国内旅行全般について、おくたま地域振興財団で取り扱うことが可能となりました。このことによりまして、さらなる旅行業の展開と観光客誘致も図られるものと考えております。同時に、周辺の関連施設等におきましても新たな人の動きにより、相乗効果があらわれてくるものと期待をしているところでございます。

自主財源の確保につきましては、ただいま申し上げたような歳入増に関する方策が考えられる一方、相対的に歳出の削減も重要であります。町の一般会計当初予算額につきましては、平成26年度以降、60億円を超える予算規模が続いております。通常、自主財源が減少していく状況であれば、歳出規模も比例して縮小すべきものと考えますが、現実的には住民福祉サービスの維持向上を図る観点や少子高齢化対策として独自の子育て支援並びに若者定住化を含めた各種施策等を展開していることから、自主財源で賄えない部分を国や東京都に説明し、ご理解をいただいた上で、依存財源ではありますが、地方交付税や市町村総合交付金を含めた国や都からの支出金により、平成28年度決算では町の財源の大部分である76.8%を賄っているのが実情であります。冒頭申し上げましたように、できる限り自主財源の確保に努めるべきとの認識はこれからも持ち続けてまいりますが、全国的に人口減少が現実のこととなってきた現代社会においては、時代に合わせた視点を変えながらも、将来を見通した財政運営を堅実にやっていく必要があると考えております。

今後も持続可能な地域社会の実現のため、歳入・歳出全般に目を向け、必要な対策を講じ、各施策が連携して相乗効果が図られますよう取り組んでまいりたいと思います。

また、この自主財源というのは、確かに自分のところで自主的に財源確保する、これは非常に理想的な部分でありますけれども、言うは易く行うは難しといえますか、自主財源が多いところを見てみますと、住民からいただく税金が増えている市町村というのはなかなか少ないんです。実際に何で増えているかといったら、工業団地をつくったりして法人税が増えているとか、そういう部分で増えている部分が多いのが実態でございます。

西多摩郡の8町村を見ますと、地方交付税をもらっていない団体がございます。それは羽村市であったり、瑞穂町であります。その中身を見ますと、羽村市については、過去に工業団地を造成し、それには相当のお金をかけたと思うんですが、それによって法人税が上がって交付税をもらわなくても自主的な財源で十分賄えるという状況が羽村市の状況

でございます。

また、瑞穂町については住宅化といいますか、住宅が非常に人口も増えてきておりますので、固定資産の増加によりまして、一番いい形なんです。固定資産税というのは、市町村の基幹税でございますから、固定資産が増えるというのはその市町村にとっては非常にいいことで、これは継続して持続できる部分ですから、瑞穂町の状況というのは非常にいい状況で、そういう状況が徐々に続いてきた結果、人口の増加とともにそういう状態になったというのが実態でございます。

うちの町の場合には大きい会社が撤退し、あるいは金融機関が撤退し、少子高齢化が始まり、これで税が増えていくというのはあり得ない話でありまして、そうだとするならば、先ほど申し上げました東京都、あるいは国の依存財源をいかに確保していくかというのが私は重要だというふうに思っております。

町長就任以来、何回もくどうようでございますけれども、一般的な借金はしておりません。それはなぜかということ、将来その借金を払うのは自主財源で払っていかなければいけませんから、重荷になってしまいますので、下水道以外は借金をしておりません。また、基金の積み立ても4倍ほど積み上がりました。下水道については、ほぼ借金を基金から取り崩すことによって一般財源を投入しないでもいい状態になってまいりました。

また、市町村総合交付金を確保するために、先ほど申し上げました徴収率の問題等々含めて、これは内部努力をしながら自主財源を確保しているところでございます。特に、今、町で起こっている少子高齢化のために若者定住対策をしていく、この問題についても自主財源だけでは賄えません。したがって、依存財源である市町村総合交付金を町が特殊な事情であるということから、その分をカウントしてほしいということで、3年間にわたりまして実施をし、また、その実施に当たりましては、年間で16億円の市町村総合交付金の確保をしてきているところでございます。これはただ単にルールで確保できるという問題ではありませんので、片方、自主財源の確保はもちろん大事でございますけれども、依存財源に頼らざるを得ないという町の実態を踏まえながら、町長を初め、町の職員が一体となって行革をし、あるいは努力をしながら東京都の総合交付金を確保する。これがひいては将来に向かっていろんな施策を打つための財源になっているということもご理解いただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 高橋邦男議員、再質問はございますか。どうぞ。

○8番（高橋 邦男君） ありがとうございます。2点ほどお願いします。

健康寿命のほうで1点なんです、自分も体育協会の役員してしまっているいろんな会合で、

ある老人クラブの関係の方から高齢者の方はスポーツのスの字を聞いただけでも拒否反応を起こすというようなことを言っていた方もいたんです。やはり先ほどの答弁の中にもありましたけれども、こういう健康づくりだとか、いろんな事業に参加する人が固定化されていると。ですから、参加しない人は本当に全然参加しないということで毛嫌いをしている部分というのは非常に大きいかなというふうに思います。

口で言うのは簡単なんですけど、町のほうもいろんな施策をやられています。ほかの市町村に比べても随分いろんな事業等やっているなというのは感じています。ですから、これからの健康づくり事業への積極的な参加を促すためにどうやったらいいかというのを町とともに、我々議会のほうも、そしてあと体育協会なんかも含めて考えていかなければいけないかなと思っています。

1つ質問なんですけど、健康づくり推進協議会という組織があります。この会がまとめ役かなと思うんで、その辺の活動の内容、多分年に何回も開かれてないような気がするんです、事務報告書を見る限り。それから会議の内容についても事務的な内容が結構多くて、何かちょっとその辺の活動の仕方も、ちょっと自分としてはどうなのかなと思っているんで、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それからもう一点、自主財源のほうで、先ほど町長の答弁にもありました。我が奥多摩町においては、なかなか自主財源の確保というのは難しいというのはつくづく自分も感じています。東京都との信頼関係を築いて財源を確保して、それで住民サービス、福祉サービスの向上に努めているというのはつくづく感じています。

1つ質問なんですけど、森林セラピー事業関係でおくたま地域振興財団、今事務所が地下の2階にあるのです。これも場所がなかなかなくていたし方ない部分もあると思うんですけども、ちょっと目に触れないところにあるんで、存在自体がちょっと薄くなっているかなという気がします。移転を考えているのかどうか、場所が何か見つかったらどうか、それが1つ。

もう一つ、森林セラピー事業への参加なんですけれども、町外からの方を対象なんですけど、多分来たときにすぐに利用できていないんだと思うんですよ。予約なりしないと利用できないのかなと思うんですけれども、もっと手軽に利用できるような事業等やっているのかどうか。もし可能だったらそういうのもできるようになれば、もっと多くの方が利用するのかな、それがまた森林セラピーのPRにもなるのかなと思うので、その辺についてお願いしたいと思います。

3点なっちゃいましたけど、お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、高橋邦男議員の再質問についてお答え申し上げます。

まず1点目の健康づくり推進協議会の活動内容ということで、議員がおっしゃるとおり、事務的なことになってしまう、年間3回の開催でございます。春と秋と年明けの2月ぐらいということで、これが通常の開催のパターンでございまして、春先の状況につきまして保健推進員さんが任期が改まって新しい委員さんになったときには改めて保健推進活動の説明等を含めて、実際に例えば今お話がありましたように、森林セラピーの体験ですとか、そういったことも過去には実施しております。そのほか保健推進活動を本来でありますと、保健推進員さんが企画をしてやる場合に、健康づくり推進協議会で一応承認を得なければいけないという形があるんですけれども、それですと、なかなかスピード感を持ってできないということから、事後報告という形なんですけれども、健康づくり推進協議会に報告をして承認を得ているということで、その審査が年間3回行くと。それから「ウエルネス・おくとま」という健康情報誌を年2回ほど発行しておりますけれども、その審査も含めての内容でございます。

議員からのお話もありましたとおり、保健推進員さんの活動を束ねているのが健康づくり推進協議会という位置づけでございますので、今後もどこまでが関与できるかということも非常に難しい点もございしますが、委員の中にはスポーツ推進委員さんからの代表も含まれておりますので、そういう観点からもいろんなご意見をいただければと思っております。

それからちょっと3点目の森林セラピーの件なんですけれども、先ほど町長からも答弁させていただきましたけれども、森林セラピー健康づくり事業、これは平成23年度から実施しておりますし、その後、自治会単位での事業もぜひお願いしたいということで、通常森林セラピー健康づくり事業は、個人単位での参加ですと1回500円いただいておりますけれども、自治会単位での活動であります場合には個人負担はなしというふうな優遇措置をとっております。そういったことから自治委員の皆様の自治委員会議でも5月の会議には年間の計画を皆様にお示しをして、ぜひこの中で、もう手上げ方式ですので、優先的に手を挙げた自治会はできますよということでご案内をしているんです。徐々に増えてはきておりますけれども、自治会での参加が少し伸び悩んでいるかなと。自治会での事業実施となりますと、自治会長さんを初め、役員の方、男性の方が参加いただけると非常にありがたいと思っておりますので、今後もそういう形で森林セラピーの体験ができればな

とっております。

それについて自治会のほうでご案内いただければ、新たな若者定住で入ってこられた方も参加しやすいのかなと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、高橋議員より2点目のご質問でございます森林セラピーの関係ということで、おくたま地域振興財団の事務所のことについてお答えを申し上げます。

こちらの事務所につきましては、先ほど6番、石田芳英議員の答弁の中でも申し上げてございますけれども、平成28年の3月までは南氷川の旧りそな銀行の建物というところで事務所を開設していたところでございます。これが役場の地下2階に移転した理由につきましては先ほどの答弁の中で申し上げたとおりでございます。ここに関して、ご質問では目に触れないところということで、今後移転場所等見つかったかというような内容であったかというふうに考えておりますけれども、こちらにつきまして現状としてはどちらかその目に触れるところという意味ではまだ決まっておられません。役場の地下2階に入った経緯につきましても、ちょうど水道サービスの事務所が移転するというので、そこが空くということで入ってきた経緯もございます。また、それに際しましては事務所の中も若干手直しをしたりということで、森林ということもイメージしまして、腰板等木材を使用したりということで、来客が来ても対応できるような形にはしているところでございます。

ただ、確かに事務所がどこにあるのかということでわかりにくいという点もあるということも一方では事実であるかなと思っておりますけれども、こちらの関係につきましても、先ほどのご質問の中で高橋議員からも申されておりましたけれども、個々の部分ではなくて、全体の公共施設という意味合いで考えていかなければいけないかなというふうに考えておりますので、この点につきましては総合的に施設のあり方という部分も含めて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 今3点の相対的なお話をさせていただきますけれども、保健推進員については健康づくり推進協議会という母体がありまして、健康寿命のときにもお話ししましたけれども、長野県をモデルにして設立しました。当時としては各種検診の勧奨をしてもらうというのを主な事業としておりました。そういう点で多少ですけれども、年間に幾らかの報酬を払いながらやってまいりましたけれども、いろんな関係の中で、むしろ

個人に報酬を払ってやるというのではなくて、自主的にやる部分に対する事業費を出したほうがいいのではないかとということで今の方法に変わってきております。

そういう状況の中では、それぞれの自治会の推進員の皆さんの考え方に基づいて、健康づくりに資するという部分では自主的に計画してもらえますから、若干まだ温度差があります。これをやりなさいという話じゃなくて、自主的にやっていただいておりますから、温度差はありますけれども、非常に熱心に取り組んでいただいております。また、保健師を活用したり、それから管理栄養士を活用したりというようなことでやっていただいておりますので、これをもう少し幅を広げていただくような工夫をしないといけないのかということでございまして、実態の参加者等を見ますと、地域の日常やるものですから、女性が多くて男性が少ないのかなということでございますので、議員の皆さんも場所によってはそういう回覧等が入りましたら一回参加してもらえればありがたいなど。

アピールの仕方、あるいはやり方については、これはもっと工夫しなきゃいけないのかなというのは事実でございますけれども、歴史的な経緯もありますので、そういうことを踏まえながら、さらにアップしていくということが必要なのかなというふうに思います。

それからおくたま地域振興財団、森林セラピーなんですけど、これはもう少しいろんなPR、あるいは説明をしなければいけないのかなというふうに思っているんですけども、構わず来た人が森林セラピーのロードを歩けばいいという話じゃなくて、町自身は多くても約20名の団体に森林アシスターという専門的な知識を持った、これは今森林アシスターは2週間の講習を受けないと森林アシスターの資格を与えておりません。約30名おりますけれども、20名の団体に対して2人ないし3名のアシスターをつけて、森林セラピーはどのような効果があるのかということを含めてやっております。実際にはそういうことを地道にやることによって今少しずつ上がってきております。構わず人がうんと来ればそれをサービスのやるという話でなくて、そういうことを私自身は積み重ねていきなさいと。特に東京都の共済組合、あるいは東京都の教職員組合等について連携をとりながら、多分先生方でまいつている人がたくさんいるんじゃないかと。予算をつけてちゃんと森林セラピーやればもとどおりに回復するよというようなことを年間何回か東京都へ行ってアピールして、今若干でございましてけれども、その予算の確保も図っております。

森林セラピー事業というのはそういう事業でありますから、本人にとってストレス解消ができる、あるいはがんを退治するものを持っているから、それが森林が出すフィトンチッドによって効果があるんだと。そういう科学的な説明をしながら、徐々に増えておりますので、これは絶え間なく着実に将来の大きな目玉になってくるというふうに私は考えて

おります。

ただ、今議員がおっしゃるように、居場所がわからないという問題は考えなければいけないので、役場の入り口にでも振興財団の看板がきちっと立って、どこに話ができればいいのかということはやらなきゃいけないのかなと思いますけれども、森林セラピー事業そのものについては、町全体が森林セラピー基地であり、森林セラピーロードが5つあり、その中で今言ったことを着実にやっていくことによって、これをレベルアップしていくというふうに考えております。

さっきの話とダブってしまいますけれども、観光振興をやるときに非常に問題なのは、今、山に相当多くの人が来ています。なかなかお金を落としてくれません。これは行政が考える部分もありますけれども、商売をやる人たちがあの人たちを何でつかまえないのかなということもあるんです。だから、観光協会とも連携しながら、本当に土日は今年あたりは臨時バスを出しながら、また、企画財政課長の報告を受けておりますけれども、年間に約5,000万円ないし6,000万円を西東京バスに助成をしておりますけれども、日原に関しては今回は少し赤字分が減ってきたという話もある、そういう効果もありますけれども、最終的にはお金を落としてもらうという工夫をどうしていくかというのも課題でありますので、そういういろんな部分につきまして、できればいろんな角度から提言、こんなことをやったらできるんじゃないか、こんなことやったらそれがもっとアピールできるんじゃないかということも含めてこれからもご提言いただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 高橋議員、よろしいですか。

○8番（高橋 邦男君） どうもありがとうございました。以上で終わりにします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、8番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時35分から再開いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、村木征一議員。

〔10 番 村木 征一君 登壇〕

○10 番（村木 征一君） 村木でございます。

それでは、本定例会に 1 件の質問をいたします。放置森林を集約管理し、災害に強い町づくりの実現についてでございます。

今年 7 月の九州北部豪雨災害では、大量の流木が住宅地に流れ込み、甚大な被害が発生した災害はまだ記憶に新しいところでございます。

国内の森林面積は国土の 3 分の 2 に当たる 2,500 万ヘクタールであり、このうち約 4 割の 1,000 万ヘクタールが杉やヒノキなどの人工林でございます。住宅需要を見込んで戦後に植林されたものが大半ですけれども、こうした人工林の多くは植林してから半世紀が経過し、伐採期を迎えております。その 6 割強が利用されていないのが現状であります。

全国の約 8 割の自治体が森林の手入れが不足していると林野庁の調査で回答しております。災害防止の観点からも人工林の適切な管理が課題となっております。

国は、手入れがされず放置されている人工林を林業経営者に集約しやすくするため、森林管理制度をつくり、大規模化で林業の競争力を強化するとともに、間伐などの適切な管理を進め、災害に強い森林を増やすとして、年明けの通常国会に関連法案を提出し、来年度以降の制度創設を目指しております。

新制度は森林バンクと呼ばれるもので、所有者がきちんと手入れができない場合、市町村が管理を委託し、市町村が経営規模の拡大を目指す林業経営者に貸し出す仕組みで、市町村が仲介役となる公的な枠組みをつくることで利用を促すとしております。

また、必要な財源は政府・与党が検討する森林環境税を充てるとしてしております。政府税調の大綱では 2024 年度から住民税に上乘せをして 1,000 円を徴収することで決まりました。

山岳急峻で 94%が山林である当町にあって、放置森林を集約管理することで豪雨による流木被害を未然に防止することは極めて重要でございます。町長のご所見を伺います。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 10 番、村木征一議員の放置森林を集約管理し、災害に強い町づくりの実現についての一般質問にお答えを申し上げます。

本年 6 月 30 日から 7 月 26 日にかけて梅雨前線の停滞や台風の影響により、各地で豪雨となり甚大な被害が発生をいたしました。特に 7 月 2 日に沖縄で発生した台風第 3 号や梅雨前線の影響により、西日本から東日本を中心に局地的に猛烈な雨が降り、7 月 5 日から

6日にかけて島根県浜田市、福岡県朝倉市、大分県日田市などでは最大24時間降水量が統計開始以来、最大の値を更新する大雨となり、島根県、福岡県、大分県に特別警報が発表され、特に福岡県と大分県を中心とする九州北部で発生した豪雨が平成29年7月九州北部豪雨と命名されました。この九州北部豪雨では37人の死亡が確認され、4名の行方不明者の人的被害のほか、全壊家屋288棟、半壊家屋1,079棟、一部破損44棟、床上・床下浸水1,600棟の住宅被害が出ております。

福岡・大分両県を中心とした合計51万7,900人に避難指示や避難勧告、両県の29の地区の集落が一時孤立状態となりました。河川は福岡県朝倉市で桂川、添田町で彦山川、大分県日田市では大肥川、花月川が氾濫し、一部地区の孤立が生じました。この氾濫では被災地には大量の流木が見られ、河川に流れ込んだ総量は20万トンに上ると推定され、土砂崩れでなぎ倒された杉などの木が川を流れ、川の流れをせき止めて氾濫させ、住宅地に押し寄せた流木によって水流だけの場合よりも破壊力が増し、家屋に大きな被害をもたらされたものと考えられております。

町についても行政面積の94%を占める森林については、町の重要な資源であり、森林整備の活性化を図り、資源を活用することは、地域産業の活性化を図ると同時に、森林の持つ土砂災害等を防止する国土保全機能、水源涵養機能の活性化を図ることにもなります。

その公益的機能を果たすためには、適切に整備、保全することが重要であります。木材の輸入自由化以降、国内材の価格低迷により林業の採算性は極度に悪化し、その結果、森林の伐採、利用、植栽、保育という循環ができない状態であります。

また、林齢から見ると日本の人工林は、育てる時代から木材を利用する時代を迎えており、整備、保全をしながら木質エネルギーへの活用など、木材利用の拡大を目指すことで林業を再生させようとしております。

町でも奥多摩町森林整備計画において水源涵養機能等の公益的機能が十分発揮でき、さらに山地災害や自然災害に対して抵抗力が大きく、木材の搬出が可能な地域においては、木材生産能力の高い森林をつくることを基本方針として進めております。

また、土砂災害防止機能、水源涵養機能などの公益的機能を発揮できる森林に回復するため、平成14年度から森林再生事業（間伐）を、平成18年度から花粉症発生源対策事業（枝打ち）を実施し、花粉症発生源対策事業は10年間の時限をもって終了し、平成28年度からは水の浸透を高める枝打ち事業として森林整備事業を実施しております。

議員が申されますように、森林環境税及び新たな森林管理システムの構築につきまして、森林環境税の具体的な仕組み等について総合的な検討を行うため、平成29年4月、

地方財政審議会に森林吸収源対策税制に関する検討会を設置し、議論を重ね、同検討会において報告書が取りまとめられた内容が総務省ホームページに掲載されており、平成 29 年 11 月 21 日付で公表されております。

この公表の内容では、税制抜本改革法、経済財政運営と改革の基本方針、与党税制改正大綱等を踏まえ、森林環境税の創設に向けて具体的な仕組み等について総合的に検討を行った結果と示されております。

その概要として、森林を取り巻く状況と森林環境税の必要性では、森林は、地球温暖化防止や災害防止等多面的な機能を有し、国民一人ひとりに恩恵を与えています。しかし、木材価格の低迷、所有者不明の森林の増加等により、森林所有者による自発的な施業を促すことを中心とする既存の施策では適正な森林管理に限界があるとして、政府は、森林現場や所有者に近い市町村の役割を強化する新たな森林管理システムの構築に向けて検討を進めております。

新たな森林管理システムを契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、国民一人ひとりが負担を分け合う、国民皆で森林を支える仕組みとして森林環境税を創設する必要性が認められるものであると示しております。

次に、具体的な制度に対する提案では、基本的な枠組みの中で、国税として森林環境税を創設することが適当であり、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収を行うことが合理的であるとし、地方の固有財産としてその全額を国の譲与税特別会計に直入し、森林整備等を行う地方公共団体に対して森林環境譲与税として譲与することが適当であるとしております。

次に、新税の創設に当たっての課題等では、新税の創設のためには国民（納税者）の理解が得られることが不可欠であり、得られた税収によって確実に必要な森林整備等が行われるように市町村における事業実施体制を充実・確保することが必須であるとされております。

去る 11 月 29 日に全国町村会では都内で全国町村長大会を開き、特別決議として、森林に関し、都市、地方を問わず、国民の一人ひとりが多大な恩恵を受けるものであり、森林整備の担い手が町村であることを指摘し、町村が行う整備について国民の生活を支える重要な役割を果たすためには、恒久的で安定的な財源の確保・充実が不可欠であるとし、平成 30 年度税制改正での森林環境税の実現を求める採択を行いました。

現時点では検討会のまとめが公表され、これから税制改正の審議が行われる段階で市町

村に対して国や都から森林環境税の創設及び新たな森林管理システムの構築に関する詳細な説明会などは開催されておりませんので、今後の税制改正や国・都の動向を注視してまいりたいと考えております。

特に、この森林環境税につきましては 20 年来の悲願でございまして、これの旗振り役として山梨県の早川町の辻町長さんが会長として、私も副会長として参加をさせていただいておりますけれども、全国の森林がある市町村と議会が今まで熱心にこの運動を進めてまいりました。やっと明かりが差し、今回の与党の税制改正大綱の中に盛り込まれて、先ほど議員からお話がありましたように、国としては等しく住民に年間 1,000 円の税を課して、それを山元である森林のところに譲与しようというところまでやっと来たというのが実態ではないかなというふうに思います。

そういう点では大変喜ばしいことでもありますけれども、実際には山林の所有者の問題、あるいは管理等の問題等含めて、これをどのように譲与していくかということも含めて、これから都道府県の中も含めて、我々の願いは、そういう全額を森林が多いところに森林整備計画に当たるんで、譲与してほしいというのが願いでございますけれども、その枠組みというのを今議論しているところでございますので、そういう部分では今後のいろんな枠組みを含めて、森林環境税を徴収して譲与するということまでは決まりましたけれども、これからの内容について注視をしながら、これを活用して森林の整備に充ててまいりたいというふうに考えております。

○議長（師岡 伸公君） 村木征一議員、再質問はありますか。

○10 番（村木 征一君） 再質問はございません。終わります。ありがとうございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、10 番、村木征一議員の一般質問は終わります。

次に、9 番、原島幸次議員。

〔9 番 原島 幸次君 登壇〕

○9 番（原島 幸次君） 9 番、原島幸次でございます。

それでは、1 点質問させていただきます。奥多摩中学校バス停留所の屋根設置についてでございます。

平成 27 年 4 月 7 日に旧古里中学校と旧氷川中学校が統合され、現在の奥多摩中学校が開校して 2 年 9 カ月が経過いたしました。このことにより古里方面から登校される中学生の皆さんは、電車、またはバスによる通学となりました。奥多摩中学校開校と同時に西東京バスも増便され、中学校の最寄りのバス停留所が設置され、大変便利になりました。ま

た、バスで通学する生徒が多く見受けられるようになりました。

現在、バス停留所には丸太を半分に割ってつくったベンチが1つ設置されています。そのベンチに夕方クラブ活動を終えて疲れた体で腰をかけている中学校の生徒さんも見受けられます。また、雨の日や雪の日にはベンチが濡れてしまい、腰をかけることができず、特に急な夕立や大雨のときには傘をかぶっていても靴やズボンが濡れてしまいます。

新青梅街道を走る都バスでは、ところどころバス停留所の歩道部分に屋根が設置されています。これには道路上に設置されるバス停留所の屋根は、建築基準法第44条第2項に規定されており、規制等でいろいろ設置については問題があると思いますが、そこで奥多摩中学校バス停留所の歩道部分に屋根の設置についての町のお考えをお伺いさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9番、原島幸次議員の奥多摩中学校バス停留所の屋根設置についての一般質問にお答え申し上げます。

現在町内を運行している路線バスにつきましては、JR奥多摩駅を拠点として、大丹波方面、日原方面、小河内方面への路線が中心となっております。平成20年4月には住民皆様からの要望がございましたJR奥多摩駅から大丹波方面の路線バスの経路が日向経由から長畑・神庭経由に変更になりました。このときに新しくできた停留所が当時の氷川中学校の前の長畑、これは現在の奥多摩中学校に改められております。それと海沢神庭地区の神庭の2カ所でございます。この運行経路の変更に伴い、今までありました国道の停留所、海沢は白丸寄りに移動され、名称も初縄田に変更いたしました。さらに平成27年4月の中学校統合では大丹波線のダイヤを見直し、通学や部活動の時間帯に合わせたバス路線の延伸や増便を行い、小河内方面からの利用も考慮したダイヤ改正等を行っております。

現在、町では通学距離3キロメートル以上、または白丸自治会区域内、もしくは境自治会区域内から通学する奥多摩中学校の生徒に対して遠距離通学費補助を支出し、バス通学を認めております。あわせて竹の花、松葉、大神、古里付、清見ヶ丘、将門、白丸を最寄りの停留所としている生徒につきましては、電車通学とバス通学が選択できる制度となっております。

先ほど申し上げましたバス停については、古里地区でございます。川井から鳩ノ巣までのバス停でございます。

昨年度、奥多摩中学校の生徒が奥多摩中学校の停留所を利用した人数は、古里地区の生

徒が 22 名、氷川地区の生徒が 8 名いる中、年間 8,027 名の延べ利用者がありました。この数字に一般住民の利用者数を加えますと、年間の延べ利用者数は 8,486 名が奥多摩中学校の停留所を利用しております。

議員からは、雨や雪の日でも生徒が腰をかけられ、足元が濡れないでバスが待てるよう停留所に屋根の設置をという提案でございます。特に中学の統合等を行いました関係で、そういう部分が出てきていることも事実でございます。

町では、この西東京バスとの窓口につきましては、企画財政課が窓口となりまして、定期的に生活路線に関する勉強会を開催しております。これは先ほど申し上げましたように、年間相当額の補助金を予算で議決をいただいて補助しておりますので、少しでも効率よく、あるいはいろんな意味で住民の利便性が効率よくやれるための勉強会をしているところでございます。そういう点ではダイヤの改正、あるいは今回のような問題等も含めて、その都度協議を行っているというのが実態でございます。

このバス停の屋根につきましても過去の勉強会の中で質問をし、直前の勉強会でも改めて西東京バスと協議を行ったところでございます。勉強会では下り側のバス停に接しております西東京バスの社有地である長畑車庫がございますが、歩道の幅員が十分でないため、一般歩行者に影響が出ないよう、この一角を活用させていただくことができないかというお願いもしたところでございます。

西東京バス側としては、事務担当者レベルでは前向きな回答をいただいているところでございますけれども、実施に当たりましては、都道を管理する道路管理者である西多摩建設事務所、あるいは交通関係を所管する警察等も確認を行いながら、工事費等につきましては町が負担をして、何とか質問があるようなことが実現できるようにしてまいりたいという打ち合わせを行っているというのが現在の段階でございます。若干、各関係機関との調整がございますので、また、予算化に向けて実現ができるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 原島幸次議員、再質問はございますか。どうぞ。

○9 番（原島 幸次君） 特に質問はございませんが、できるだけ早い時期に設置していただけますようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。どうも大変ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、9 番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、木村圭議員。

[1番 木村 圭君 登壇]

○1番(木村 圭君) 1番、木村です。

それでは、1つ質問させていただきます。元気づくり計画の中の起業家等への支援についてです。

奥多摩町では、国のまち・ひと・しごと創生戦略を受けて平成28年に元気づくり計画を策定し、充実した子育て支援、高齢化支援と定住応援を進めています。その結果、若者住宅の建設、宅地分譲、空家バンクの利用、若者定住応援補助金などの実施により、若者家庭のUターン、Iターンもあり、町内小学1年生の入学者数が増加したのも成果の一つと言えます。

元気づくり計画の基本目標1に、地域資源を活用し、雇用に結びつけます。重点課題1に企業・事業者の誘致と起業家・就業者への支援、施策1に事業体等の誘致、施策2に就労相談窓口の設置と就労支援、施策3にSOHO、スモールオフィス・ホームオフィスによる起業家等への支援、豊かな自然環境の中で仕事を志向する起業家等の積極的な誘致をするとあります。

先日、都内に暮らす若者が奥多摩町内でさまざまな経験をベースに、奥多摩の自然を活用した観光事業を起業したいと私のところを訪ねてきました。町にも相談に伺いましたが、起業家に対する具体的な支援策がまだであるとの回答でした。ある雑誌の就業支援が手厚い自治体100によると、全国の自治体が趣向を凝らし、人口削減に歯どめをかける取り組みをしているとありました。奥多摩の豊かな自然や町の施策等への興味・関心を持ち、注目する人が増えてきているのではないかと思います。

起業家支援及びUターン、Iターンの方の就業について力を入れることが奥多摩に住みたい、住み続けたい人を増やす手だてと考えます。起業家の増加と成功により、町民の新たな就業先が確保され、職業の選択肢の拡大が図られ、町民の充実した豊かな暮らしにつながると思います。

したがって、起業家・就労者支援が重要であり、今後の取り組みについてお考えをお聞かせください。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1番、木村圭議員の元気づくり計画の中の起業家等への支援についての一般質問にお答えを申し上げます。

国では、平成26年にまち・ひと・しごと創生法を制定いたしました。地方自治体も国が定めた地方創生総合戦略の趣旨を踏まえ、それぞれ総合戦略を定めるよう努めなければならぬこととされました。

町では平成28年3月に奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略・元気づくり計画を策定いたしました。策定に当たりましては、学識経験者、各種団体の代表等12名から構成される奥多摩町総合戦略推進協議会におきまして幅広いご意見をいただき、推進協議会でまとめられました総合戦略（原案）のご報告をいただきました。

策定されました元気づくり計画では、人口減少の克服と地方創生に向けた目標や施策の基本的方向や具体的な施策をまとめ、町のまち・ひと・しごとの創生に向けた取り組みを進める平成31年度までの計画となっております。

この元気づくり計画では、平成27年度からスタートいたしました第5期奥多摩町長期総合計画に示す奥多摩創造プロジェクトで設定している施策・事業が総合戦略の推進にも必要であることから、重点的な施策として元気づくり計画の中に取り込んでおります。計画では、議員も先ほどお話がありましたけれども、4つの基本目標と8つの重点課題がありますが、議員からは基本目標1の地域資源を最大限に活用し、雇用に結びつけるに付随する重点課題①の企業・事業者の誘致と起業家・就業者への支援について、特に起業家・就業者支援が重要であり、今後の取り組みについてのご質問をいただきました。

課題①に対しましては、3つの施策が示されております。

まず第1として、事業体等の誘致があり、その内容は空店舗の活用推進並びに町有地や町有財産を活用した企業等の誘致の取り組み、第2として、就労相談窓口の設置と就労支援があり、その内容は、総合相談業務の拡充の取り組み、そして第3として、SOHOによる起業家等の支援があり、その内容は小規模事業者の転入支援事業並びにSOHOによる起業家等の誘致の取り組みと示しております。

これら3つの施策や取り組みにつきましては、それぞれが独立するのではなく、連携して、継ぎ目なく機能することが必要と考えております。

議員とともにご相談に来られました大学に籍を置く若者からは、町での居住場所を求めていることや事業構想、また、生活が安定してきたら定住を考えたい等の相談を受けましたが、その時点でご希望に沿う町有物件はなく、民間物件の紹介にとどまりました。

町では起業の相談等につつまして、たびたびお話を伺う機会がございますが、希望する側と提供する側のマッチングはなかなか難しいというのが実感でございます。

一方では、旧古里中学校を活用した日本語学校の開校や未利用町有地を活用したグランピング事業並びに新たな指定管理者が始める青目立不動尊休み処等は地域資源を活用し、雇用や定住及び地域の活性化に結びつくものと考えております。

そのような中で、町では今年度に入りまして定住対策の一環としまして、新たに奥多摩町小規模事業者等進出に係る優遇措置実施要綱を制定いたしました。これは町外の優秀な技術及び人材を保有する事業者を町に集積し、地域経済の活性化及び定住化の促進を図るため、町が管理する空家、空地及び遊休施設を町が認める範囲で優先して活用することができる等の優遇措置を定め、事業者の移転を促進することを目的としております。

対象となるためには新規の町外から町内への事業所設置及び法人登記や勤務する者が町内在住であること等の諸条件があり、この制度を活用する場合には登録申請を行っていただく必要がございます。空家等の活用につつましては全国的に大きな問題となっているところであり、町にも多くの空家が存在しておりますが、町が管理している物件につつまして、起業・就労支援の観点から活用の可能性をさらに拡大してまいりたいと思っております。

確かに突然いろんな相談がございますけれども、町で持っている町有地、あるいは空家、これは限りがございますので、なかなか相手が考えている部分とマッチングできないというのが状況でございますけれども、現在の状況でございますと、ある意味では空家対策事業を始めたことによって大勢の人たちから寄附物件が増えております。空家と土地を含めた寄附物件が増えておりますので、そういうものがうまく若者が起業するときにマッチングできるようにどうしたらいいかなという手法も含めて、先ほど申し上げましたような、さらに優遇等できるような要綱をつくって一步一步前進しているというのが実態でございます。

○議長（師岡 伸公君） 木村圭議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番（木村 圭君） ご答弁ありがとうございます。子育て支援と起業家への支援というのは、やはり車の両輪につながるような重要な町の施策かと思っておりますので、ぜひとも協力的に進んで起業家が多くなり、また、住みたい人が増えるようなまちにさせていただ

きたいと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、1番、木村圭議員の一般質問は終わります。

次に、7番、宮野亨議員。

〔7番 宮野 亨君 登壇〕

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野です。

それでは、一般質問させていただきます。

冬の時期を迎え、積雪による道路の凍結や雪による倒木が心配なので、何とかならないか、雪掃きをするのが年々体にこたえるようになってきたのと相談を受けました。また、女性観光客の方の話の中に、道が狭い上に杉などが覆いかぶさっているから暗く狭く感じると伺いました。道沿いに植えてある杉などの立木は、年々50センチから1メートル近く場所によってですけど、成長します。それに対し、雪掃きをする人手の高齢化は年々弱体化しています。

冬期、積雪による倒木、除雪、凍結、観光等の側面から、道路幅ぐらい道の両脇の立木の伐採と、伐採が不可能であれば、せめて積雪が少ないとか、雪掃きが楽なように枝打ちをしていただけないでしょうか。広大な奥多摩町ですので、一遍には無理なので、段階的に、長期的に取り組んでいただきたいと思います。過去にもずっと要望されている事柄ですが、町のご所見を伺わせてください。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番、宮野亨議員の一般質問にお答え申し上げます。

宮野議員からの道路沿いの立木の伐採についてにつきましては、これまでも何名かの議員からご質問をいただき、答弁をさせていただいているところでございます。重複する部分があるかと思いますが、ご容赦をいただきたいと思います。

近年は、長引く林業の不振による手入れ不足や木材価格の低迷などにより、杉やヒノキが伐期齢を過ぎても伐採されず、大木となって町内各所において日照等に悪影響を及ぼし、その対応に苦慮しているところでございます。

管内一円の沿道は、道路を挟み、山側及び川側に立木が生い茂り、昼間でも暗く、街路灯や防犯灯などの道路照明が点灯している状態の場所が多く見受けられます。本来なら、これら公共道路の管理に支障を及ぼす支障木につきましては、第一義的にはその所有者である山林所有者が伐採すべきものでありますが、林業の不振や不在村所有者の増加などによりその対応が容易ではない状況でございます。

町では住民皆さんの基幹的道路である国道、都道を管理する都西多摩建設事務所に対し、継続的に支障木等の伐採をお願いしているところではありますが、町と同様に道路管理者ができる範囲は、道路の区域内に限られることから、道路に隣接する道路区域外の山林内における伐採等につきましては、山林所有者の協力が不可欠となります。

町としましてもバス路線や生活路線など、重要路線につきましては、山林所有者の承諾をいただきながら伐採を進めているところでございます。電線や電話線に影響があると思われる支障木等につきましては、感電や停電、電話の不通などの事故の発生の危険性もあることから、東京電力、あるいはN T Tに依頼をして支障木の伐採や枝葉の剪定等をお願いしているところでもあります。

現在町が実施している森林再生事業や枝打ち事業、日照確保対策事業などは、広範囲にわたり集落や周辺道路に日照が確保でき、道路の凍結防止を初め、大変有効で重要な事業でありますので、引き続き、自治会を初め、山林所有者のご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

今後も住民生活に支障となる支障木等の対応につきましては、住民皆様の安全・安心を最優先に、道路管理者、地元自治会並びに山林・土地の所有者との相互理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（師岡 伸公君） 宮野亨議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（宮野 亨君） 再質問ではございません。いつも要望というか、提案になりますけども、昨日、子ども議会が行われたときに、奥多摩の木を使ったアスレチック、だれもが遊べる公園をつくってくださいというふうな質問がありまして、予算の問題がそこであるというふうな答弁をいただいたと記憶しております。

そこで思ったのは、年1回、もしくは2年に1回、4年に1度、家の周りの支障木、ちょっと邪魔な木を使って、橋かけ祭り、ちょっとニュアンス的に伝わりづらい部分があるかと思えますけど、前に日原街道で土砂崩れのときに橋を渡って、あの橋もこんなぐにゃぐにゃした橋だった、そういうときにこれを4年に1回とかそういう形でイベントとして、毎年やるというのは難しいんで、イベントとして木を使った観光的にアピールできるようなお祭りのな、山梨のほうに何か木でつくった橋がございますよね。うまく説明できないんですけども、そういう形の奥多摩町の立木を使って橋をかけるイベント的な、お祭りのなものを開催するのなんかは一つの案なのかなと思いましたが、重くとらえていただかなくて結構なんですけど、軽くとらえていただいて、少しでも木の利用、立木を伐採して寝かしてある木を見ると、昔ちょっと木に携わった者としたらせつないわけですよ。70

年も親が育てて、おれなんか下刈り行ったりして、杉起こし寒いときにやられて、針金持って山登って杉起こしたりとか、そうした経緯でこの 70 年、木にだって生命があるんだし、そういうことを考えるとすごくせつないんで、何とか利用する方法はないかということで、その子どもたちの子ども議会の中にちょっとヒントを得て、お祭りのな橋かけ祭り、どんな災害時にも地元の木を使って人や自転車が通れる緊急道路、そんなに長く使えなくてもいいから、そういう考えもできるのかななんて思いましたので、ひとつ軽く受けとめていただきたく言わせていただきました。どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 答弁よろしいですか。

○7番（宮野 亨君） はい、結構でございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、7番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に、5番、小峰陽一議員。

〔5番 小峰 陽一君 登壇〕

○5番（小峰 陽一君） 小峰です。

では、1問質問させていただきます。

平成 29 年 4 月 1 日より奥多摩町空家等対策基本条例が施行され、本格的に調査が進むものと思いますが、住民皆さんの心配は、防犯面、防災面、安全面、衛生面などが懸念されており、自治会等に苦情が寄せられております。

そこで現在把握されている状況を教えてください。まず1番、空家の戸数。2番、所有者が確認できている戸数。所有権が未相続の戸数。所有者が不明の戸数。町が所有している戸数。空家が活用されている戸数。所有者に管理ができていない戸数。所有者による管理ができていない戸数。倒壊の恐れのある空家の戸数。

今後、空家の活用が順調に進むとは考えにくく、空家の日常の管理をどうするか、また、倒壊の恐れがある空家をどう管理していくのかなど、積極的な対応が望まれるところです。

ある自治体では、所有者と契約して見回りを実施したり、リフォームや解体に補助金を出したり、解体する場合は跡地の固定資産税を減額して解体の促進を図っているところもあります。

今後どのように対応していくのか、町の考えをお聞かせください。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番、小峰陽一議員の一般質問にお答え申し上げます。町の空家の現状と今後の空家対策はでございます。

平成 28 年第 3 回定例会でもご答弁申し上げましたが、空家は全国的な問題であり、総務省の平成 25 年の住宅・土地統計調査によれば、820 万戸の空家があり、住宅ストック数の 6,060 万戸に対し、空家率は 13.5%となっております。また、空家の総数は、平成 5 年から 20 年間で約 1.8 倍に増加しております。

民間のシンクタンクの予測によれば、新設住宅着工戸数が減少しても、それを上回るスピードで世帯数が減少し、既存住宅の除却や住宅用途以外への有効活用が進まなければ、16 年後の 2033 年の総住宅数は 7,100 万戸、空家数は 2,150 万戸に増大し、空家率は 30.2%に上昇すると予測されております。

国土交通省の平成 26 年空家実態調査によると、空家となった住宅の取得原因は、相続が 56.4%と半数を占めております。空家にしておく上位の理由については、物置として必要だからが 44.9%、解体費用をかけたくないから 39.9%、特に困ってないから 37.7%、将来自分や親族が使うかもしれないから 36.4%、好きなときに利用したいから 33.0%となっております。

管理の不全な空家等による外部不経済は、防災・防犯、衛生、景観など多岐にわたり、具体的には倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下、火災発生のおそれ、犯罪の誘発、ごみの不法投棄、衛生の悪化、悪臭の発生、樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散などがあります。空家等の管理不全は物件の市場性の低下をもたらし、不動産としての有効活用の機会損失にもつながる懸念があります。

このような中、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成 27 年 5 月に施行され、国や都道府県、各自治体がさまざまな取り組みを行っております。東京都におきましては、空家の適正管理及び利活用等の推進を図るため、空家対策に取り組む区市町村に対し、他自治体の取り組みの情報共有や専門知識の習得等を初めとする技術的支援を行うため、東京都空家対策連絡協議会を設置し、第 1 回目の会議を平成 29 年 5 月 25 日に行い、この 11 月までに 3 回の協議会を開催しております。

国においても、こうした地方公共団体の機運の高まり、取り組みの広がりを踏まえ、空家問題に係る情報の交換・共有、民間事業者や法務、不動産等の専門家等と連携し、対応策の協議・検討及び実践的な空家対策について政策提言などを行うために、全国的な組織として全国空家対策推進協議会を平成 29 年 8 月 31 日に設置をいたしました。このように全国的にも空家対策については機運が高まっているところでございます。

このような中、町においては、第 5 期長期総合計画奥多摩創造プロジェクトの重点事業の一つの施策として、空家等対策事業を積極的に推進しているところでございます。

ご質問の1点目の空家の戸数であります。平成29年12月1日現在で469件となります。内訳として、調査待ち11件、土地のみ空地14件、土地・建物空家337件、建物のみ空家107件となり、調査を始めて以降、増加傾向にあります。

2点目の所有者が確認できる戸数ですが、462戸となります。この定義としては、所有者が亡くなり、相続をされてない物件を含みますが、法定相続人代表者などが選任され、連絡がつく状況の物件であれば所有者が確認できるものとしております。

3点目の所有権が未相続の戸数ですが、198戸となります。これは死亡等により相続の手続を行っていない物件とし、相続手続中の物件も含みます。

4点目の所有者が不明の戸数は7戸となります。この内訳は、住所が不明で、公示送達している物件1件、所有者死亡で関係人が不明な物件5件、定住サポーターの調査で居住不明と判断された物件1件であります。

5点目の町が所有している戸数は10戸あり、このうち4戸は活用が決まっており、活用に向けて準備をしているところであります。残りの6戸は活用に向け、今後住宅診断などを予定している物件となります。また、手続中、交渉中の物件は現在6戸となります。

6点目の空家が活用されている戸数は71戸となります。これは空家バンク、いなか暮らし支援住宅、若者定住応援住宅などで活用されたほか、空家を撤去し、新たに倉庫や事務所等として活用された物件の数であります。

7点目の所有者による管理ができていない戸数は462戸となります。これは2点目のご質問の所有者が確認できる数と一致すると考えております。所有者の方や所有者にかかわる方がきちんと納税をされておりますので、何かあれば連絡などができますので、管理ができていないという認識でございます。

8点目の所有者による管理ができていない戸数は7戸あります。これは4点目の質問と同様で、所有者が不明なため、将来的に管理できないと判断し、管理できていない戸数としております。しかしながら、すぐに特定空家になる物件ではなく、将来的にそのまま放置された状態が継続する場合には、特定空家などになる可能性がある物件と理解しております。

9点目の倒壊のおそれがある空家戸数はゼロとなります。町では現時点で特定空家等を認定しておりません。

次に、今後どのように対応していくかについてであります。本来、空家等の適切な管理は、一義的には空家等の所有者、または管理者の責任において行われるべきですが、空家等が適切に管理されない場合には、防災・防犯、衛生、景観など多岐にわたる問

題が将来的に考えられます。

町のように、全域が国立公園に包含され、行政の 94%が森林で急峻な地形であり、大規模な住宅地などの団地形成が困難なことから、急峻な地形のため造成費用は割高になることなどマイナス要因が多くあります。

空家等を活用すれば新規に用地を買収し、造成・建築するよりコストが低く、時間がかからず、用途も住居、店舗、事業所など多種多様に活用が図られ、即効性があり、効果的であると考えております。

このような視点から、放置しておく負の財産になる空家を定住対策の資源として積極的に活用する方針であり、空家等を有効活用するための仕組みを構築し、各施策を次のとおり実施しております。

1つ目は、空家を買いたい方と借りたい方、また、空家等を売りたい方と貸したい方をマッチングさせる空家バンク、若者用空家バンク制度であります。これは町内の物件を民間の不動産屋がほとんど取り扱いをしてないことから、町が主体となり空家等の活用を進めている町独自の制度であります。

2つ目は、空家バンク等に空家所有者などが物件を登録しやすいようにするための奥多摩町空家等活用促進事業交付金であります。これは町には空家等を寄附する場合や若者用空家バンク、空家バンク等に登録する場合に建物 1 平方メートルに対し 1 万円を助成するもので、寄附物件で 200 万円、若者用空家バンク登録で 50 万円、空家バンク登録で 10 万円を上限に交付をしております。これにより空家のごみの処理、相続に係る関係費用などが賄われることにより、空家等を容易に手放しやすくするものでございます。

3つ目は、若者定住応援補助金であります。これは対象者が若者に限定されますが、空家等をリノベーション・リフォームする費用に最大 200 万円を助成するもので、さらに 500 万円以上の融資を受けた場合は、利子補給も年額 30 万円を限度に 3 カ年助成するものであります。

このようにさまざまな視点で施策を時限的に行うことにより、空家の解消を図るもので、全国的に見ても充実した内容であるというふうに考えております。

この助成制度のほか、空家等の活用に向け、空家調査・活用システムを構築し、毎年定住サポーターが自治会を回り、自治会と協働して空家の調査を実施しており、お互いに空家の情報を共有しているところでございます。しかしながら、一方ではこのような助成制度を活用せず、放置される空家等も出てきているのが現状であります。

先ほど空家の件数を述べさせていただきましたが、過疎化の影響により、空家の件数は

増加傾向にあり、空家の増加数が空家活用数を上回っており、現状では町にあるすべての空家を活用するには難しい状況であると考えております。

活用されていない空家には立地条件が悪い物件、建物が老朽化し、修繕などが難しい物件、建物上は使用できるが、相続などがされず、売買などができない物件、土地と建物の所有者が別々の物件などもあります。

空家は放置期間が長くなると再生することが困難となりますので、引き続き助成金などの普及啓発を行うと同時に、今後適切に管理されていない空家等については、この4月に奥多摩町空家等対策基本条例を制定いたしましたので、条例に基づく特定空家等認定審査会を設置いたします。現在、審査会委員の候補者を選定中であり、来年1月ごろまでに特定空家等認定審査会を設置し、今後不適切に管理されていると思われる空家等については審査会で審査し、今後の方針や基本計画などを決定し、対処していきたいと考えております。

また、公正な課税の観点からも空家等に対し、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例について適正な課税を行えるように奥多摩町住宅用地の特例取扱要領を制定いたしました。これにより適正に管理されていない空家は、空家等対策の推進に関する特別措置法による特定空家同様に、更地にしなくても小規模宅地の減額措置が受けられなくなることから、減額を理由とした不適切に管理される空家は減少することと見込まれております。

特に、不適切に空家等を管理しているものに対して、解体費などの助成金を支出することは、適正に空家等を管理している方から見れば公正ではないと同時に、管理を放棄すれば助成金が受けられるといった誤った考えも生じてしまいます。空家を除却した土地は個人の資産として売買もできることから、現状においては解体のみの助成制度などは考えておらず、今後はさらなる各種補助金制度の普及啓発のほか、奥多摩町空家等対策基本条例に基づき、適正に管理されるよう助言等を行い、不適切に管理される空家を減少すると同時に、若者の定住対策用住宅として活用してまいりたいと思っております。

このように空家等の対策については今後も活用を中心に実施してまいります。税などを適正に課税することにより、特定空家にならないよう未然に防ぐことも重要でありますので、関係各課と連携し、空家対策を推進すると同時に、不適切に管理されている空家等は、今後審査会による助言などを行い、今まで以上に空家等が適正に管理されるよう引き続き普及啓発を実施してまいります。このことにより地域活力の向上や防災・防犯力を高め、住民皆様が安全で安心して生涯を健康に暮らせるまちづくりを推進してまいります。覚悟でございます。

非常にわかりにくい答弁でございますけれども、具体的に申し上げますと、空家等の特別措置法は、その空家が非常に住民にいろんな意味で防災、あるいは衛生上問題があると、そういうものをそれぞれの市町村が特定空家として認定をして、それを自治体が解体をして、その費用は土地所有者に持ってもらうというのが大きな部分でございます。町では空家がたくさんあるのを逆に活用しようという考え方がありますから、空家についてはいろんな意味で、いろんな方法を含めて活用を図っているという状況でございます。中でもう一点税の問題がありましたけれども、空家を壊してしまいますと住宅の軽減措置ができなくなります。したがって、空家をそのまま放置したほうが税金が安くて済むというようなこともありますので、そういうものの公正を保つためにも、難しいことを言いましたけれども、そういうことを逃さないためにもその適正化も図っているということでございます。

したがって、ただ単に空家を持っているから、その解体費用をもらえれば一銭もかからず解体できるということではなくて、それを活用させてもらうのであれば登録してください、あるいは登録した部分で町の外から定住をしたいという人にマッチングをしていくというのを主として考えていきたいということでございます。

○議長（師岡 伸公君） 小峰陽一議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5番（小峰 陽一君） 答弁ありがとうございました。今後引き続き定期的に管理をされてお願いしたいと思います。

ちょっと安心したのは、特定空家というか、倒壊のおそれの建物がないということで、少し安心しました。どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、5番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

次に、4番、清水明議員。

〔4番 清水 明君 登壇〕

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

今回1点質問させていただきたいと思います。食品ロスの削減を目的とした30・10運動について。

30・10運動は、宴会開始から30分間は料理を楽しみ、終了前10分間は自席に戻って食べ切ることで、食べ残しを減らすことを目指した運動です。

長野県松本市が2011年度からごみ減量化の一環として普及啓発に取り組み始め、食べ残しなど捨てられる食品ロスを減らす取り組みの一つとして全国に広まりつつあります。

農林水産省の最近の広報誌によれば、日本国内での食品廃棄は年間2,775万トンに及び、

この中には問題なく食べられるにもかかわらず廃棄される食品ロスが 621 万トン含まれるとのことをございました。世界の貧困に苦しむ人々に援助される食品が年間 320 万トンで、この 2 倍に相当する量の食品が日本では食べられるにもかかわらず廃棄されているとの内容をございました。当然、食品廃棄は世界的な課題として国連サミット等でも取り上げられていることも広報では伝えておりました。

日本のカロリーベースでの食料自給率が 38%から見て、多くを輸入に頼る日本が世界の食料援助の 2 倍の量の食品をロスとしてカウントしている、言いかえれば無駄にしているということはいかなるものかと誰しも思うのではないのでしょうか。

昨年、おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動の趣旨のもとに、全国で食べ切り運動等を推進し、もって 3R を推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会が設立されました。奥多摩町においても、こういった自治体間ネットワークとの連携や 30・10 運動のような食品ロス削減運動への参加は、環境面からのごみ減量化の点からも検討すべきではないかと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4 番、清水明議員の食品ロスの削減を目標にした 30・10 運動についての一般質問にお答え申し上げます。

食品ロスとは、売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べられるはずの食品が廃棄されることで、生産、加工、小売、消費の各段階で発生し、世界的に深刻な社会問題となっております。

今年 4 月の環境省報道発表によりますと、日本における食品ロスは、平成 26 年度は食品廃棄物 2,775 トンのうち 621 トンとなっており、およそ国民 1 人当たり 1 日茶碗 1 杯のご飯相当分が食品ロスとなっている状況にあります。

また、今年 3 月に農林水産省が発表した食品ロスの削減とリサイクルの推進では、世界の栄養不足人口は減少傾向にあるものの、依然として約 8 億人、世界人口の 9 人に 1 人という高い割合となっております。

こうした現状から食品ロスへの国際的な関心も高まり、ご質問にもございますように、2015 年 9 月にニューヨークの国連本部で開催されました国連持続可能な開発サミットで採択されました 17 の目標と 169 のターゲットで構成される持続可能な開発のための 2030 アジェンダにおきまして、食料の損失・廃棄の削減目標が設定されました。

具体的には目標 12 持続可能な生産消費形態を確保するのターゲット 3 では 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の 1 人当たりの食品の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させるとし、ターゲット 5 では 2030 年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により廃棄物の発生を大幅に削減するとしております。

このような日本の現状及び世界の動向を踏まえ、平成 27 年に新たに策定された食品リサイクル法に基づく基本方針では、製造業者・卸売業者・小売業者等による食品ロス削減のための取り組みを促進することとしており、消費者庁においても食品ロス削減のため、一人ひとりがもったいないを意識し、賞味期限を正しく理解する、買い物は必要な量だけ購入するなど、消費者向けの普及啓発を行うなど、具体的な取り組みが始められたところでございます。

全国でさまざまな取り組みも行われており、全国おいしい食べきり運動につきましては、飲食店や小売店、県民みんなで食べ残しを減らすことを目的に、平成 18 年に福井県において、おいしい福井食べきり運動として展開されたものが発展したもので、現在では 41 都道府県 242 市町村が参加しており、近隣では青梅市と昭島市が参加をしております。30・10 運動につきましても、議員のご質問のとおり、松本市から始まった運動で、宴会の開始 30 分は料理を楽しみ、お開きの 10 分前には自席に戻り、料理を食べきるという運動でございます。

ご質問の食品ロス削減運動への参加は、ごみ減量化の点からも検討すべきではについてありますが、食品ロスを含む可燃ごみなど、ごみ処理等に関する方針を定めた町の計画は、奥多摩町一般廃棄物処理基本計画となります。本計画は、平成 23 年 5 月に策定され、その後、西秋川衛生組合に加盟したことから、平成 24 年 2 月に計画の改定を行いました。

12 月 12 日の議会全員協議会におきまして、住民課長から説明させていただきましたように、計画期間は平成 24 年度から平成 38 年度までの 15 カ年とし、おおむね 5 年ごと、また、諸条件等に大きな変動があった場合に見直しを行うものと定めており、リデュース（減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再資源化）の 3 R の推進を基本として、ごみ減量を図ることとしております。既に改定から 5 年を経過し、西秋川衛生組合において平成 28 年度にはリサイクル施設が整備されたこと、平成 30 年度には汚泥再生処理センターが稼働予定であることから、西秋川衛生組合加盟 4 市町村及び西秋川衛生組合がこぞって一般廃棄物処理基本計画を今年度中に改定することとし、現在計画策定手続を進めているところでございます。廃棄物減量等推進審議会に諮問し、年明けにはパブリッ

クコメント、審議会答申を経て策定する予定でございます。

食品ロスにつきましては、これまでの計画には明記してございませんでしたが、今回の改定では先ほどご説明いたしましたように、社会情勢の変化を踏まえ、ごみの減量化、資源保護の観点から食品ロスについて明記し、賞味期限と消費期限の違いや食品は必要な量だけ購入すること、宴席における 30・10 運動の推進など、具体的な普及啓発運動を盛り込んだ形で審議会にお示ししていきたいと考えております。

ご質問いただきました全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会等への参加につきましても、参加することのメリット等を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、ごみの減量化を推進し、あわせて食品ロス等の削減により、環境負荷の軽減に努めてまいりますとともに、地球温暖化の影響による豪雨や干ばつ、日照不足などさまざまな気候変動が食料生産に悪影響を及ぼしておりますので、森林を多く保有する町として、今後も森林環境の保全を通じて温暖化抑制に寄与してまいりたいと考えております。

○議長（師岡 伸公君） 清水明議員、再質問はありますか。どうぞ。

○4番（清水 明君） 詳細なご答弁ありがとうございました。

一般廃棄物の処理基本計画の見直しの中で積極的な対応を図られるということでございますので、期待を申し上げます。

さて再質問ですけれども、食品ロスとは少し離れますが、環境面ということで質問をさせていただきます。まず雲取山の奥多摩小屋近くの斜面に残るごみ収集の現状について、次に、このごみ収集のボランティアの参加希望の有無について、この2点について伺います。お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 4番、清水明議員の再質問にお答えを申し上げます。

平成 28 年度の実績については、本年第 3 回の定例議会におきまして 5 番小峰議員の一般質問により町長がお答えしておりますので、本年度の 4 月から 12 月までの直近の部分の内容についてお答えをさせていただきます。

現在ごみの回収作業につきましては、町と東京都水道局水源管理事務所と共同で作業を行っております。平成 29 年度につきましては回収量は 481 袋でございます。実施人員が 74 人、3 日を実施しております。また、搬出作業につきましては 399 袋ということで、25 人、9 日間を実施した状況でございます。また、本年 7 月には議員皆様にもごみの回収作業を行っていただきまして、ありがとうございました。

2点目でございます。雲取山周辺のごみということで、ごみの収集へのボランティアの参加の有無でございますけれども、本年4月より雲取山荘を経営している新井信太郎さんのご理解とご協力を賜りまして、雲取山荘及び奥多摩小屋への物資輸送をヘリコプターで行っております。その帰り便を利用させていただいて、ごみを搬送しているという状況でございます。

ヘリコプターは1便当たり重量が600キログラムということで決められており、現場で土のう袋を1袋ずつバネ秤で計量しております。また、天候なども考慮いたしまして、1回当たり2便から3便ですので、1便当たりトンバック2個から5個の範囲でごみを奥多摩小屋から秩父市へヘリで搬送し、トラックにて奥多摩町に輸送しております。

ヘリコプターの物資搬送ですけれども、時期を確認しながら、その前に回収作業を進めているという状況でございます。

今後も引き続きこの体制を進めていく予定でございますけれども、ただいま議員が申されましたように、ボランティアの参加の有無につきましては、現地には瓶やガラスの割れたものですか、また缶の破れたもの、また、傾斜もあり、足元が滑ることなどから危険が伴うことが生じてまいります。今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○4番（清水 明君） ありがとうございます。食品ロスにしろ、ごみにしろ、かなり行政としては地味な仕事かと思っておりますけれども、ぜひ引き続き頑張っていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、4番、清水明議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時15分から再開いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、大澤由香里議員。

〔2番 大澤由香里君 登壇〕

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤由香里です。

私からは、2点質問させていただきます。まず最初に、核兵器禁止条約についての町長の見解についてお伺いします。

人類史上初めて広島、長崎に原子爆弾が投下され、爆発による熱烈な熱線、爆風、人体を貫く放射線は一瞬で町を破壊させ、多くの人々の命を奪いました。あれから72年を経た今年7月7日、核兵器を初めて違法とする核兵器禁止条約が国連会議において国連加盟193カ国の約3分の2に相当する122カ国の賛成で採択されました。条約は核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪するとともに、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっており、核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望にもこたえるものとなっています。

しかしながら、この長年にわたる被爆者の粘り強い訴えと切実な願いがようやく結実するという会議に日本政府は参加せず、条約参加にも背を向けるという被爆国としてあるまじき態度をとっています。被爆者や全国の自治体関係者から、自国に裏切られ、見捨てられ続けているという被爆者の思いを強くした、どこの国の総理かなどと失望と怒りの声が上がっています。唯一の戦争被爆国の首相としては許されない態度だと言わなければなりません。

この核兵器禁止条約には、人類と核兵器は共存できないとする被爆者の叫びや諸国民の声、長年にわたる世界中の粘り強い運動が反映され、核抑止論や段階的削減論など、核兵器を正当化するさまざまな議論を打ち破る立場が凝縮されています。発効すれば、核兵器は国際的に違法とされ、核保有国もその同盟国も政治的、道義的に拘束されることとなります。

また、このことは一部の核大国だけが国際政治を思いどおりに動かす時代は終わりを告げていることを示しているものと言えます。そして次の段階は、核保有国や核の傘にすぎない少数の国々が一日も早くこの条約を締結するよう、世界の人々がさまざまな立場を乗り越えて国際世論をさらに高めていくことです。

速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことをすべての国に求めるヒバクシャ国際署名には2017年11月15日現在、日本の985市町村の首長が賛同しています。本町を含め、日本では1,741あるうちの98.1%の自治体の1,708都市が、そして世界では2017年12月1日現在7,514都市が加盟する平和首長会議も核兵器禁止条

約の締結を求め、取り組みを進めています。

そこで町長にお伺いします。まずは国連会議での核兵器禁止条約の採択についてどう受けとめておられますか。また、平和首長会議が取り組んでいる世界のすべての国が核兵器禁止条約を締結することの早期実現を目指した署名運動に町長みずからも賛同し、公共施設にも署名コーナーを設けるなど、積極的に取り組むべきと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、2点目の質問をいたします。国民健康保険の広域化について質問いたします。

30年度から始まる国保の都道府県化に向け、町は急激な値上げを避けるためと29年度から段階的な値上げをいたしました。町民からは30年度はまたさらに上がるのかという不安の声が上がっています。

そこで質問いたします。昨日ご説明をいただきましたことと重複するかもしれませんが、ご答弁をお願いいたします。1、町における国民健康保険加入者の職業構成とその割合はどうなっていますでしょうか。2、29年度の保険証更新時の加入者数、短期証、資格証の発行数はどうなっていますでしょうか。3、今後の保険料や都への納付金はどうなりますでしょうか。4、一般会計からの繰り入れはなくなるのでしょうか。5、国民健康保険法第44条の一部負担金減免の町の規定はどうなっていますでしょうか。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2番、大澤由香里議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、核兵器禁止条約についての町長の見解でございますが、核兵器とは、核分裂の連鎖反応、または核融合反応で放出される膨大なエネルギーを利用して、爆風、熱放射や放射線効果などの作用を破壊に用いる兵器の総称で、原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾等の核爆弾とそれを運搬する運搬兵器で構成されております。

核兵器は、人類が開発した最も強力な兵器の一つであり、その爆発は一発で都市を壊滅させることも可能であり、そのような威力ゆえに20世紀後半に配備数が増えるにつれ、核戦争の脅威が想定されるようになり、単なる兵器としてだけでなく、国家の命運、人類の存亡にも影響するものとして、開発・配備の動きのみならず、規制・廃棄の動きなどさまざまな議論の対象となってまいりました。

また、実戦使用されたのがアメリカ合衆国による第2次世界大戦において広島、長崎に投下された2発のみであり、使用ではなく、主に配備による抑止力として、その意義が評

価されている側面を持つものであります。

核兵器は、核分裂を主とする原子爆弾と、核融合を主とする水素爆弾の大きく2つに分類され、原子爆弾は大威力化に限界があり、水素爆弾のほうが最大威力は大きくすることができるとされております。

また、兵器の形態としても、開発当初は大型航空爆弾のみであったものが、プルトニウム型の場合、高度な製造技術を必要とする反面、小型化が可能であり、ミサイルや魚雷の弾頭、砲弾までさまざまなものが開発されております。

現在、核実験を公式に成功させた国は8カ国であり、そのうち核拡散防止条約で核兵器保有の資格を国際的に認められた核保有国は、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の5カ国、保有を表明している核保有国は、インド、パキスタン、北朝鮮の3カ国があり、イスラエルも公式な保有宣言をしていないものの、一般的には核保有国とされており、合計で9カ国が核保有国とされております。

このうち北朝鮮は、本年9月3日にこれまでで最大規模となる6回目の核実験を行いました。今年に入ってから、北朝鮮は、弾道ミサイルの発射も繰り返しており、7月5日には北朝鮮が初めてアメリカ本土にまで届く大陸間弾道ミサイルの発射実験に成功したと発表したことが伝えられました。

北朝鮮による核兵器の開発とその運搬手段であるミサイル技術の開発は、日本や周辺地域の国々のみならず、国際社会にとって大きな脅威となっております。

このような中、2017年7月7日に122カ国・地域の賛成多数により採択された核兵器禁止条約は、核兵器の全廃と根絶を目的として起草された国際条約であり、2007年4月にコスタリカ、マレーシア両政府の共同提案として正式に国連へ提出され、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用禁止並びにその廃絶に関する条約とも呼ばれております。

この条約を採択した国連会議へは、全核保有国は不参加、アメリカの核の傘のもとにあるカナダやドイツなどNATO加盟国や日本、オーストラリア、韓国なども不参加、また、当初は条約に賛成であった北朝鮮も核兵器の開発に成功した後、不参加に転じております。

日本の不参加理由は、禁止条約はつくられたとしても北朝鮮の脅威といった現実の安全保障問題の解決に結びつくとは思えないというものであります。

さて、ご質問の国連会議での核兵器禁止条約の採択についてどう受けとめているかでございます。核兵器の廃絶については平成17年第3回定例会において、核兵器の廃絶や戦争のない平和な世界の実現に向け、核兵器廃絶平和な町宣言を求める決議が町議会議員の

全会一致で可決をされました。決議では冒頭、世界の永久平和は人類共通の願いであり、人類が尊重しなければならない普遍的な理念であるとしつつ、世界には数え切れないほどの核弾頭が保有され、核拡散防止条約からの脱退宣言や新たに核兵器保有を発言する国があるなど、人類生存に対する大きな脅威となっていると指摘し、その上で、世界唯一の被爆国である日本は核兵器の恐ろしさ、被爆者の苦しみを全世界に発信していかなければならないと述べ、奥多摩町議会は日本国憲法の精神にのっとり、核兵器廃絶及び軍備縮小と世界の恒久平和実現のために平和な町宣言を求めるとしておりました。

私はこの決議を真摯に受けとめ、平成 17 年第 4 回定例会に奥多摩町核兵器廃絶平和な町宣言についてを議案として上程し、全会一致でご決定をいただきました。この宣言の全文は、世界の恒久平和は人類共通の願いであります。日本は世界唯一の被爆国として、核兵器の恐ろしさ、被爆者の苦しみを訴え、世界平和を願い、求める人たちとともに核兵器の廃絶の運動を続けてまいりました。しかし、核兵器の拡大拡散の脅威はなくなり、戦争等による惨禍は絶えない状況にあります。

奥多摩町は日本国憲法の掲げる恒久平和の理念のもと、核兵器の廃絶と戦争のない平和なまちの実現を願い、ここに核兵器廃絶平和な町宣言をしますという宣言文で、この宣言文とともに、白丸の町営駐車場へ核兵器廃絶平和宣言の町の広告塔を設置、例規集への宣言文の搭載など、核兵器廃絶に向けた町の願いを発信したところであります。

また、世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうとの広島、長崎の呼びかけから始まり、町も加盟している平和首長会議は、核兵器廃絶のためには核兵器を法的に禁止する枠組みが不可欠であるとの信念のもと、その早期実現を訴えてきており、その訴えが実を結び、核兵器の禁止を明文化した核兵器禁止条約が採択されました。

条約採択後に開催されました第 9 回平和首長会議総会でも核兵器のない世界の実現に向けて邁進することを決意し、核兵器保有国を含む全ての国に対して条約への加盟を要請し、一日も早い発効を決意したところであります。

町といたしましても、今後も大きな脅威である核兵器の廃絶に向けて、平和首長会議の加盟自治体として取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、2 点目の国民健康保険の広域化についてであります。

本年 9 月 8 日に開会された第 3 回定例町議会本会議 3 日目の一般質問において、4 番、清水明議員からの国民健康保険制度の都道府県化についてのご質問にお答え申し上げ、また、昨日の議会全員協議会におきましても所管の福祉保健課からご説明を申し上げたこ

ろでございます。

繰り返しになりますが、平成 30 年 4 月から、これまで市町村単位で運営しておりました国民健康保険事業について、都道府県が財政運営の主体となり、市町村とともに共同保険者となる国民健康保険制度の都道府県化が実施されます。このたびの制度改革は、昭和 35 年の国保制度創設以来の大規模なものと言われておりますが、その目的は、国保制度が持っている構造的な課題の解決と財政基盤の安定化であります。

国保制度が持っている構造的課題とは、被保険者の変化に起因するものでは、国保は本来、農林水産業者や自営業者等が加入するために創設された制度であります。現在では 65 歳以上の高齢者や障害のある方、社会保険に加入できない非正規労働者などが多く加入するようになり、特に、当町のように自治体の規模が小さく、高齢の被保険者が多く加入しているところでは、被保険者が医療機関を受診する機会が多く、医療の高度化もあって 1 人当たりの医療費は大きくなりますが、それを賄うための保険税の賦課の基礎となる所得は全般的に低く、医療費に見合うだけの保険税が確保できないという、相反する状況が続いているところによるものであります。

こうした課題を解決するための第一歩として、このたびの広域化が行われることになりました。広域化によって小規模自治体が常に抱えていた財政の不安定さが解消され、各保険者は国保税の賦課・徴収、資格管理、適正な給付、保健事業など、本来の国保業務に専念できることとなります。国保事業を安定的に運営するためには、東京都が示す標準保険税率に基づき、医療費の額と被保険者の所得に見合った適正な保険税の賦課・徴収を行い、東京都から示されている納付金を納める必要があります。

この納付金の基本的な考え方は、都内の医療費格差が 1.88 倍と高いことから、医療費水準をすべて反映すること、所得水準の低い区市町村に過度な負担とならないよう、所得に応じた応能割（所得割）と被保険者一人ひとりに均等に課される応益割（均等割）は、本来 50 対 50 とすべきところ、都の所得水準を反映した割合として応益割（所得割）を高め設定しているところでございます。

その上で、都内の年間の医療費総額から公費負担等を除いた額を応能割と応益割に案分し、それぞれの区市町村の医療費指数を乗じたものが区市町村の納付金となります。この納付金に区市町村が実施する保健事業の費用を加え、東京都が設定する標準的な収入率で割り返したものが、各区市町村が賦課すべき保険税必要総額で、これを区市町村の所得水準に応じた応能分、応益分に按分したものが標準保険税率となります。

この標準保険税率を算定する際には、各区市町村が保険税率を抑えるため繰り入れてい

る一般会計からの法定外繰入金は含まれていないため、現行の税率との乖離が大きくなっており、国では広域化に合わせて、法定外繰り入れを解消するための計画の策定を義務づけており、町でも平成 30 年 4 月に向けて今年度中に策定していくことになります。

こうした状況を踏まえて、ご質問の 1 点目、町における国保加入者の職業構成とその割合についてであります。国保税は庁舎内の電算システムの連携により、住民課課税係から被保険者の世帯ごとの所得情報のみを取得し、所得割及び均等割を課税する仕組みとなっていることから、国民健康保険者の職業構成やその割合についての把握まではできませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

2 点目の平成 29 年度の保険証更新時の加入者数、短期証、資格証の発行数でございますが、保険証更新時の基準日である 9 月 1 日現在で 964 世帯、1,531 人が国保に加入しております。同日の総人口 5,241 人の 29%を占めております。その上で通常 2 カ年の有効期間を短縮して交付する短期証を交付している被保険者は、全世帯の 0.6%に当たる 6 世帯 10 名であり、国保に加入し、資格を持っていることを証明する資格証については交付している世帯はございません。

これら短期証、資格証は国保税を一定期間滞納し、納付相談等にも応じない、いわばルールを守らない方へのペナルティの意味合いも持っているものですが、町では被保険者皆様のご理解、ご協力と職員の努力によって滞納世帯が減少しておりますことも申し上げておきます。

3 点目の今後の保険料や都への納付金及び 4 点目の一般会計からの繰り入れはなくすのかのご質問であります。合わせてお答え申し上げます。

これまで国保の被保険者にかかる医療費については、町が保険者としての責任において 7 割の給付を行っております。この財源は、保険税で 5 割、公費等で 5 割を負担することとなっておりますが、保険税についてはご承知のとおり、政策的に税率を抑えてきたことから、不足する部分を一般会計からの繰り入れという形で補てんしてまいりました。

納付金の考え方については冒頭に申し上げたとおり、東京都から示される納付金額と、それを賄うために必要な保険税額については、来年 1 月に国の計数に基づく最終的な金額が示されることになります。

これに先立ち、11 月に平成 28 年度決算額をベースにした参考値が示されましたが、先ほど申し上げたとおり、一般会計繰入を算入しないで試算したものですので、現行税率との乖離が非常に大きくなっており、この差を埋めるには相当程度の税率引き上げが必要になることは明確であります。

去る11月10日、国民健康保険運営協議会に諮問をし、税率改定についてご議論いただいているところでございます。ただいま申し上げたとおり、国の計数に基づく標準保険税率及び納付金の額については1月以降となりますので、運営協議会における議論と答申を踏まえ、最終的には税率改定について決定したいと考えております。現在、諮問をしておりますので、その内容については差し控えたいと存じます。

しかしながら、大幅な乖離を少なくするためには、税率改定を行ったとしても毎年4,000万円を超える一般会計の繰入金を一挙になくすということは、現状の国保加入者の所得状況等を見ても不可能に近いと思っておりますので、一定程度の繰り入れは不可欠ではないかと考えており、将来的に繰り入れの解消を目指す上で国が求めている赤字解消計画を策定し、その実現に向け、給付の適正化、保健事業による予防対策等により医療費の削減に努めてまいりたいと考えております。

5点目の国民健康保険法第44条の一部負担金減免の町の規定はについてであります、この国保法第44条の規定は、町（保険者）は、特別の理由がある被保険者に対して、医療機関に支払う一部負担金について減免することができるというものであります。町では奥多摩町国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予の取扱要綱において、この44条の規定について定めております。この要綱では減免を受けることができる対象として、災害によって重大な損害を受けた場合、または事業の休業や廃業、失業などで収入が著しく減少し、かつ世帯に入院療養を受ける方がいる、または生活保護基準以下の収入及び預貯金である場合に該当する、生活が困難になった被保険者と規定しております。また、減免の期間につきましては3カ月以内としております。

現在この要綱により一部負担金の減免の対象となる方はおらず、現在までに減免した実績もございません。対象となる被保険者があった場合には、要綱の規定に基づき、減免を行うことができることとなっております。

いずれにいたしましても、平成30年4月から実施される国民健康保険の広域化に伴い、町の医療費水準と所得水準に応じた保険税率が示され、国、東京都、町及び被保険者の皆さんの負担割合が明確になることとなります。

私といたしましては、それぞれの役割がしっかりと果たされることで、国民健康保険制度が安定的に運営され、その他、国民生活に直結する社会保障制度である後期高齢者医療保険、介護保険及び年金などとともに、住民生活の基盤を支えることにより、安全で安心して生活が送れるのではないかと考えております。

特に、この年金医療介護の問題については、これはある意味ではそれぞれが共助という

制度に立っておりますが、その共助が崩壊しますとお互いに持ち合わないという、自分だけよければいいという制度になってしまいますので、法律の趣旨に基づき、町ではそれを実行してまいりたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

今、全国各地で政治的立場や党派を超えて核兵器廃絶を目指す取り組みが发展しています。東京の他の自治体の動向をご紹介しますと、国分寺市では、核兵器禁止条約について、市の平和記念行事で市長と副市長が日本も核兵器禁止条約に参加すべき旨の発言をし、決算委員会で確認したところ、副市長から世界の恒久平和と核兵器廃絶は我々の願いだと思ふ。そういった意味から平和首長会議のメンバーである国分寺市の考え方を述べたと答弁しました。市としても日本も核兵器禁止条約に参加する方向で進むべきと考えているのかと確認したところ、そのつもりで発言している、そうなってほしいと願っていると答弁しました。国分寺市は、これまで安倍政権の市政版とも言えるような市政を行っていて、安倍政権の方向性に異を唱える内容の答弁は極めて珍しかったということです。

墨田区では、核兵器禁止条約について区長の認識と評価を質問しました。区長は、国連事務総長のこの動きはいかなる状況においても核兵器は使用できないことに着目した世界的な運動の成果であるとの評価は私も同感である。唯一の被爆国である我が国は国際社会と協力し、この条約の締結を促進するとともに、条約が十分に法的実効性を持つように取り組んでいくことが重要である。この思いは本区も参加している平和首長会議から内閣総理大臣あてに要請した。本区も今後は平和福祉都市づくり宣言のもと、平和を希求していくと答弁しました。

江戸川区では、代表質問で安倍政権が否定している核兵器禁止条約を推進する被爆者国際署名を取り上げました。区長は、被爆者団体親江会の求めに対し、初めて署名に応じるとともに、全職員にも署名用紙を回し、推奨、議会にも全議員に署名が回覧されました。質問に対して区長は意義ある署名と答えたそうです。

多摩市では、一般質問で市長は核兵器禁止条約の意義を認め、支持を表明しました。日本政府への態度については、国連の会議に出席した長崎の田上市長の言葉をかりて、私も同じ気持ちと答弁、今後も平和首長会議に参加する者として、この条約が核保有国やその同盟国を含むすべての国の条約締結を促進することが明らかと答弁しました。

板橋区の区長も核兵器禁止条約の重要性については強く共感するものと答弁しています。

お隣の青梅市では、平成 29 年 6 月定例議会において、共産党市議の核兵器禁止条約の

草案を議論する国連会議が6月15日から始まることについて市長はどのように感じているのかとの質問に対して、市長は、世界の恒久平和は人類共通の願いであり、普遍的な理念、市では戦後60年を迎えた平成17年7月に、この世界が核兵器や戦争のない平和な世界になるよう青梅市非核平和都市宣言を行い、被爆アオギリ二世や被爆クスノキ二世の植樹等さまざまな活動を行ってきた。核兵器や戦争のない平和な世界の実現を希求していくためには、核兵器を法的に禁止する核兵器禁止条約の制定は重要なものと認識している。先日公表された国連の核兵器禁止条約の草案では、核兵器の使用や開発などを広く禁じるとともに、その前文ではヒバクシャという言葉を含め、核兵器使用の犠牲者、被爆者や核実験被害者の苦痛に留意すると厳重言及するなど、核兵器の非人道性を強調した内容になっている。現在、北朝鮮による核実験など核使用の不安が広がる中、この核兵器使用禁止条約は核兵器のない平和な世界の実現に向けた大きな一歩となるものと期待するものであると答弁しています。

また、全国でも大きな広がりを見せており、例えば北海道では、新得町議会の全議員11人と教育委員会から7人、鹿追町の教育委員会から9人、幕別町は総務部長が対応してくれ、343人、足寄町は町長に依頼し、332人、本別町は副町長に依頼し、321人、清水町が150人、芽室町が136人の署名が寄せられています。

占冠村では村議会議長が今の政府はおかしい、戦前の様相だと署名に応じてくれたそうです。1985年に制定された占冠平和の村宣言は、村への核兵器の配備、貯蔵、通過を許さない核攻撃の目標となる施設を設けない、いかなる国の軍事行動、軍事演習も許さないなど、すぐれた内容を持つもので、現在は条例として位置づけ運用しているそうです。上富良野、中富良野、南富良野町では、自治体にはそれぞれ立場や考え方はあるが、被爆者が訴える核兵器廃絶運動では一致できると町長、教育長、議長が署名したそうです。

富良野市では市内玄関口に被爆者国際署名コーナーを設置し、町のホームページや広報で協力を呼びかけている長崎県の時津町に学んで、富良野市長みずから署名し、8月の1カ月間、署名コーナーを市役所1階のホールに設置し、広報で市民に呼びかけるなど、積極的に取り組んでくれたそうです。

署名への北海道内首長の賛同は139自治体にも上っています。

長野県でも、全国に先駆けて県知事と県内77全市町村長が署名への賛同を寄せました。北佐久郡立科町の米村町長は、日本は唯一の被爆国であることを決して忘れてはいけない。核兵器を一日でも早くなくしたいと活動する被爆者の話を町長という立場なら聞くべきだと思い、署名しましたと被爆者署名に託した思いを語っています。

平和首長会議の加盟自治体であり、12年前の2005年に既に核兵器廃絶、平和な町宣言というすばらしい宣言をしている奥多摩町の首長として、また、東京都町村会の会長としてもご答弁されましたように、核兵器廃絶の思いがあるならば、その思いを全国の首長にならって署名する、庁舎内に署名コーナーを置くなどの行動にあらわしてほしいと切に願います。

次に、国保についての問題です。ご答弁いただきましたように、奥多摩町における国民健康保険の加入者は、職業はわからないということでしたが、昨日の説明にありましたように、高齢者が多数を占め、65歳以上の前期高齢者が53%と半数以上を占めているということでした。中でも7割、5割、2割の軽減世帯が全体の57%を占め、特にその半数は7割軽減世帯ということでした。高齢者が多いということは、必然的に医療費は高くなります。保険税の収入が少ないのに保険給付額は高いという構造上の問題が顕著にあらわれています。この問題は、奥多摩町ほど顕著でないとしても全国的に同じ状況となっています。

そこで今回、広域化、都道府県化が打ち出されたわけですが、東京都が出した方針案は、社会保障である国民健康保険制度を相互扶助と位置づけ、また、区市町村の保険料負担軽減のための法定外繰り入れを赤字と規定し、段階的、計画的に解消することを求めています。その具体化として各自治体に国保財政健全化計画の策定や解消の目標年次の設定を求め、保険税の値上げを迫っています。また、保険税の収納率の向上として、都繰入金によるインセンティブ、動機づけの実施や各自治体への指導検査を行うなど、徴収強化を求めたものとなっています。

昨日の説明にありましたように、仮計数をもとに算出した保険税額は、給与収入380万円の64歳以下の2人世帯では27万500円から32万4,300円と5万3,800円もの値上げとなります。同じ4人世帯では7万4,000円もの値上げです。貧困と格差が増大し、年金、医療、介護等の社会保障改悪のもとで住民の暮らしは悪化の一途をたどっています。

ある50歳代の4人世帯の方は、収入がちょっと上がったから保険税が驚くほど上がってとても困ったと話してくれました。65歳以上の2人世帯の方は、税金の支払いのために年金だけでは生活ができないので、貯金を取り崩しながら何とかやっている。貯金がいつまでもつかかわらないと不安そうに話してくれました。

さきに述べましたように、国保加入者の構造的な問題があるもとで、今でも高い保険税がさらに引き上がることになれば、国保制度を根底から崩すだけでなく、被保険者の生活をも崩しかねません。本来、住民の命と健康を守るべき医療保険制度が生活苦を増大させ、

医療を受ける権利を奪うなどということがあってはならないと思います。

東京都は、最終的には年末に国が示す本計数をもとに来年1月に各自治体の納付金額を決定するとともに、標準保険税率を示し、これを受けて区市町村が保険税額を決めるものとしています。昨日のご説明でも試算した保険税額は重いものとなっているとおっしゃっていましたので、町としても一般会計からの繰り入れをすぐさま解消するというわけにはいかないと思いますが、段階的に解消するということですので、何らかの手だてを講じなければなりません。その際、段階的に国保税を値上げしていくというやり方ではなく、国保は国の責任で運営される社会保障の制度であるという認識のもとに、国や都に対して十分な財政支出をするよう働きかけていただきたいと思います。

それから国民健康保険法第44条の関係で、町は要綱を持っているとのことでしたが、この要綱によりますと、減免等を受けることができる対象は、被保険者の収入が生活保護基準以下であり、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯とありますが、国の生活保護基準が引き下げられる動きもある中、町としての基準は決まっているのでしょうか。具体的な金額がわかれば教えてください。よろしく願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 非核宣言の問題でございますけれども、先ほど答弁したように、当時の議会が全会一致でこの問題に真摯に取り組んでいただきました。また、それと同時に、平成17年ですけれども、すぐさま皆様方の意向を必要であるということから白丸の駐車場にすぐ看板を立て、宣言をし、現在例規集の中でもはっきりと住民の皆さんが見ていただければわかるような状態にしてあります。

したがって、それをもって、それぞれいろんなところの自治体のいろんな動きがあるかと思いますが、私自身は、そのこと自身が重要であって、それを堅持していくというご答弁をしておりますので、それで理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保険課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 2番、大澤由香里議員の2点目の質問、国保に関する質問でございますが、確かに東京都の運営方針の中で国保は相互扶助という社会保障制度であるという言い方をしております。これは先ほど町長からもご答弁申し上げましたように、共助の中であるということでございます。それぞれ自分だけがいいということではなくて、お互いに助け合うという意味合いがあるということでございます。

そうした中で、奥多摩町の現状を先ほど申し上げましたように、確かに高齢者が多くな

っているという中で、高齢者多くなれば必然的に医療費が高くなると、医療機関にかかる機会が多くなるということで、医療費が上がるということは事実でございます。反面、高齢者は現役で働いている世代というのは少なく、年金のみの世帯という方が多いということから、所得が低いということ、これが構造的な問題と課題ということでございますが、これを解消するということが広域化をするということですが、一面、広域化によりまして医療費をかかった分に対する応分の負担というのも明らかになるということで、今まで例えば医療機関にかかったときに3割、1割の方もいらっしゃいますけれども、3割かかった。実際はどのぐらいかかっているのかというところが見えてこなかったということがございます。これは町全体でこれだけ医療費がかかっている、それを賄うための保険税の収入はこれだけしかないということで、そのために一般会計から4,000万円を超える税金が繰り入れをしていると。それによって何とか運営できているという状況が明らかになる。今も明らかになっているんですけども、これがより明確になるということが都道府県化の一步ということで、それにどうして解決をしていくかということは、大澤議員がおっしゃるとおり、段階的に解消というのにも必要なんですけれども、昨日の説明でも申し上げましたけれども、まず被保険者の皆様にも自覚を持っていただいて、自分の健康は自分が守るということで意識を持っていただいて、特定健診ですとか、後期高齢者健診ですとか、そういった予防措置をぜひ十分にとっていただく。それによって病気が早く発見され、早く治療ができて、高額な医療費がかかることがないという状況をつくり出していかないといけないというふうに考えております。

その上で、それでもまだなかなか昨日の試算から見ると足りない部分がございますので、先ほど町長からもご答弁させていただきましたけれども、これを一挙に繰り入れをなくすということは不可能ではないかということでございますので、少しでも減らしていくという努力は続けていきたいと思っております。それによって、あるべき医療費が見えるわけでございますので、それに応分の負担というのは当然、私ども社会保険に加入している者についても応分の負担をしておりますので、国民健康保険におきましても被保険者の皆様にご理解いただけるような応分の負担をぜひ運営協議会の皆様と協議をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

もう一点、国保法の第44条の減免の規定の基準があるかということなんですけど、これは明確な基準がなく、生活保護以下のという形で、生活保護基準が引き下げられているというお話もございましたけれども、それによってそれ以下のということも徐々に引き下げられるということになるということでございますので、特に明確に幾ら以下とかとい

う基準は設けてごさいませんので、そのときの状況によりまして減免をするか、減額をするか、免除をするかということは判断をしていきたいと思っております。今のところ実績はないということをごさいますので、今後出た場合ということをごさいます。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 今の減免の規定なんですけど、生活保護の中には全体的な生活保護費がごさいます。そのほかに医療扶助もごさいます。だから、全体的な医療が少なく、医療にかからなければいけないというふうになったときには、生活保護法の中で医療扶助が受けられるという点がありますので、ほとんど今そういう状況で、国保の減免規定をしなくてもほとんど減免になってしまう。生保の適用を受ければ国保料払いませんから、そういう状況でその運営をしているという状況です。

○議長（師岡 伸公君） 大澤議員、よろしいですか。どうぞ。

○2番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

ということは、今の減免規定は必要ないということ。

○町長（河村 文夫君） 運用の問題です。

○2番（大澤由香里君） 生保に入っていない方が使える。

現在の奥多摩町の収納率が非常に高いということですが、今後保険税が値上げされて、さまざまな社会保障も改悪されて、消費税も上げられるということになれば、もしかしたら税金が払えないという方も出てくるのではないかと思います。そういったときに、生保に入らないけれども、払えないという方にとって減免及び徴収猶予をしてくれるこの制度は非常にありがたいと思いますが、余り知られていないように思いました。生活が困窮して困ったときに、窓口に行く前にこういう制度があるんだよということが知らされていれば救われる方もいるのではないかと思いますので、そのとき自分は対象になるかどうかかわからないというのでは使いたくてもなかなか申請までたどり着けないので、基準というものがはっきり示して幾らというのがわかれば使っていただけたらと思いますので、ぜひそういうふうに周知をしていただきたいと思います。

国保というのは、全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという憲法 25 条に基づく法律だと思います。暮らしが本当に困窮してしまって、医療にも近づけないようになっては困ります。国が持続可能な制度にするということで、ハードルをどんどん上げようとしていますけれども、実際目の前にいる住民を助けるというのが自治体の本来の仕事だと思います。かといって、先ほどもありましたように自治体には限界

がありますので、強く強く国や東京都に財政支出を要望していただくとともに、町民の生活自体に目を向けていただいて、今後も必要ならば町からも繰り入れをするという選択をしていただきたいと思います。もちろん被保険者の方も自分の健康をしっかり守っていただくように、町がやっている健康推進事業にも参加してもらうことも大事だと思いますので、私も町民の方にもその旨話していきたいと思います。

ある低所得の単身世帯の方から、国民健康保険に入っている方からですが、聞いてみましたら、自分の年収はとても低いので、国民健康保険料もかなり安く、病院にかかる機会は余りないものの、万一のときの不安が軽減されるので、非常に重宝している。保険料の負担感よりも安心感のほうがかなり大きいというご意見もありました。これが社会保障である国保の本来の形であり、すべての被保険者が同じような思いを持つことができる制度でなければと思います。これから1月の答申を受けて国保の形が決まっていくんだと思いますが、ぜひ都や町の保険者にとっても、被保険者の町民にとっても安心感のある持続可能な制度となるようにしていただきたいと思いますようお願いいたします、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、2番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問はすべて終了いたしました。

次に、日程第3 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申し出がありましたので、お手元に配付の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、日程第4 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配付の議員派遣予定表のとおりであります。ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、本件については議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで本定例会の閉会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 平成 29 年第 4 回定例町議会の閉会に当たり、一言ご挨拶をさせていただきます。

本定例会は 12 月 12 日に開会し、町長提案として 5 件の案件の提案をさせていただきました。すべて 5 件の案件につきましては全議員の皆様にご賛同いただき、今後の補正予算を含めた事務事業の実行に当たり、支障なく進める環境をつくっていただき、大変ありがとうございました。

また、一般質問につきましては、10 名の皆様から 12 件にわたるいろんなご提言をいただきました。その中で予算を伴うもの、あるいはいろんな観点から今後研究・検討するもの、あるいはすぐ実行できるもの等々をいただいてご答弁を申し上げたところでございます。

特にお願いを申し上げましたのは、ただ単に町長以下、行政だけが実行に当たってできないもの、できないもの、そういう点が明らかになったのではないかなというふうに思います。住民が一丸となってやらないとできないものというのをご協力をお願い申し上げましたけれども、例えば一般質問の中、あるいは国保の中で申し上げましたように、保健、介護、あるいは国保、いろんな問題について保健推進をしていくためには介護保険料等も含めて全部連動しております。お金と検診、健康寿命と健康の問題等々全部連動しておりますので、こういうものはただ単に執行機関がいろんな意味で PR をする、あるいは声をかけるということで、実際には少しずつ上昇しておりますけれども、ぜひこの問題につきましては議員の皆様方、あるいは住民皆様方のご協力をこれからもぜひお願いを申し上げたいと思います。それによって財源の手当が少なく済むという結果が出ますので、ひいては個人のいろんな問題にはね返ってくるという点で、ぜひそういういろんなところでお話があったときにはそういうお話もしていただきながら、町が実行していこうとする部分についてもご理解をいただきたいなというふうに思っているところでございます。

また、町が少子高齢化に当たりまして、ここ数年にわたり、子ども支援の 15 項目、あるいは 3 年前から若者定住化住宅の建設を始めてまいりました。昨年 1 月から 12 月の問題で、何年かぶりに月のうち 1 カ月が人口の増加があったというご報告をさせていただ

きました。昨年の1月から今年の12月まででございますけれども、2月に12人、5月に15人、11月に17人、月別に申し上げますと、3カ月にわたって人口の増加がございました。従来十数年にわたって100人から120人の人口が減少しておりましたけれども、この減少の歯どめが少しかかってきたのかなというふうに思います。トータルで申し上げますと、今年1年間の1月から12月までの人口減少は91名です。そのうち増えた人数が44名ですから、47名の減ということですから、ここ数年来にわたる人口減少から含めると約50%ぐらいの人口減少率に落ちついてきたのではないかとこのように思います。

これも議員皆様方のいろんなご協力を賜りまして、今、町が独自政策をいろんな意味で進めております。少子高齢化、若者定住化を進めておりますけれども、若者定住化が3年ちょうどになりますけれども、やっと3年かかって少しずつ結果が出てきたのかなという気がします。この若者定住化、あるいは住民の人口の増加というのは一概にいけませんというお話を再三にわたって申してきました。そういう意味では、少しずつでありますけれども、そういう結果が出てきておりますので、これを引き続きやることによって町が高齢者の割合、あるいは若者の割合、あるいは今回の一般質問の中で出てきておりますけれども、雇用の問題、職業の問題、そういうものにひいては結びついていくというふうに思っております。全部一度にそれを解決するというのはなかなか難しい問題でございますけれども、そういう部分について徐々にいっているのかなということでございます。

それから空家対策のご答弁の中で、もう一度確認しておいていただきたいんですけども、空家というのは個人所有の財産ですから、町がどうこうするものではないんです。だから、町が今やっている空家対策というのは、町の状況によって政策的に判断をして、それを積極的にやっているということですから、この辺の物の考え方はきちっと理解していただきたいなというふうに思います。そうしないと、空家対策というのは町がやるものだという誤解を生むおそれがあります。そうではなくて、所有の空家というのは個人の財産ですから、個人が基本的にやると。しかし、それを活用して少子高齢化対策をやろうというのが町の政策でありますから、そういう点をぜひもう一度ご確認をいただきたいと思えます。

それから空家対策で今問題になっているのは登記上の問題です。これはお話し申し上げませんでしたけれども、二、三日前にこの研究の発表をされた部分が新聞紙上に載っております。今一番問題なのは、登記をされないということなんです。登記が義務的ではないということなんです。したがって、登記をしなくても別にそれはどうこうじゃないんです。ただ、それを売買する、あるいは所有権を移転するときに登記をしていないと、過去にさ

かのぼっていろんな手続をしなければいけないということですから、そういう部分では整理ができない、空家がどんどん増えていくんで、今、研究している研究者の間、これは都知事に立候補しました増田寛也先生が研究所でやっているんですけども、これを何とか義務化しようとお父さん、お母さんが持っている財産をだれかが亡くなったときにその義務化をして登記をするような方法を考えないと、空家というのはどんどん増えていってしまっ、その対応を後になってするということになります。

今、私どもの空家の中でもその登記の問題が一番問題になっております。何代か経つと相当数の人との関係が出てきますので、この登記の問題というのは、そういう研究が始まって法律ができればいいなというふうに思っております。

これは山林も同じです。山林なんかもっとひどいです。山林なんか本当に全く関係ないですから、余り売れもしませんから、そのまま放っておくということで、森林環境税の中でもこの管理計画をつくって管理する方法を今度の税の中で考えようという風潮になってきております。

そういう問題を含めて今いろんな問題がありますけれども、いずれにいたしましても法律で解決しなければいけないという問題も含めておりますので、そういう点についてもご理解を賜りたいなというふうに思います。

いずれにいたしましても、町がやっている一つの政策が少しずつでありますけれども、芽を吹き出したのかなというふうに思っておりますので、今後ともこの政策については継続して少子高齢化、また、町の進展のためにも一丸となって努力をしてまいりたいというふうに思っております。

いよいよ今、予算の編成期に入っております。国では約 98 兆円の予算を組もうとしております。大型予算でございますし、恐らく東京都でも相当額の予算を計上するのではないかなというふうに思います。町でも実際に概算要望、各課からの概算を住民のためにするというところでありますと、必ずしも 65 億でおさまっております。約 4 億から 5 億足りません。この財源対策をどうしようかということで、これから最終の予算編成をするわけでございますけれども、そういう部分を経ながら、新しい将来に向かっての展望の予算を編成し、委員の皆様方に示してご議論をいただき、ご審議を賜りたいと思っております。

これからいよいよ年末年始になりますけれども、非常に今年は寒くなるという意見もありますけれども、もう一つは逆にエルニーニョによって暖くなるという説もあるようでございまして、いずれにいたしましても年末のお忙しい中、いろんな意味で活動をこれからしていくと思っておりますけれども、風邪など引かないように体調に気をつけて、住民皆

様のために議員の皆さんが頑張ってくださいことをご祈念申し上げますと同時に、今定例会が皆様方のいろんな意味でのご意見をいただきながら、全議員の皆さんのご賛同をいただき、ご決定いただきましたことに感謝と御礼を申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。大変どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 町長の挨拶は終わりました。

以上をもって平成 29 年第 4 回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間のご審議大変ありがとうございました。

午後 3 時 19 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員